

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

業務効率推進課(内線:7612)

2目 人事管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県庁業務継続計画(県庁BCP)実効性向上事業	2,338	2,338	0				2,338	
トータルコスト	6,310千円(前年度5,556千円)[正職員:0.5人]							
主な業務内容	県庁BCP図上訓練、県庁BCP運用支援システム保守管理、他県との連携検討							
工程表の政策目標(指標)	訓練等による県庁BCPの実効性向上							
事業内容の説明								
<p>■BCP(Business Continuity Plan)</p> <p>業務継続計画。自然災害や事故、感染症の流行など、企業活動を拒む障害に直面した際に、損害を最小限に抑えながら事業を継続するため、限られた人員や施設で目標時間内に業務を再開させるために予め定めておく行動計画のこと。</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成24年度に策定予定の鳥取県庁業務継続計画(県庁BCP)について、その運用を支援する情報システムを保守・運用するとともに、訓練の実施を通じた検証により、BCPの実効性の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1)鳥取県庁BCPの実効性向上</p> <p>策定したBCPに係る図上訓練を行うことにより、その課題点を抽出し、BCPの実効性の向上を図る。</p> <p>⇒訓練企画・検証においては客観的な評価・判断が必要であることから、BCPに係る知見、ノウハウを保有する民間事業者に委託して検証作業を行う。</p> <p>(2)鳥取県庁BCP運用支援システム</p> <p>BCP発動時における人的資源の再配分を迅速かつ効率的に実施するため、平成24年度に開発、導入した職員の安否情報・参集情報を把握する「安否確認システム」及び業務分析データと参集状況から人的資源の過不足を集計する「業務資源集計システム」を継続して運用する。</p> <p>(3)他県BCPとの連携検討</p> <p>東日本大震災で必要性が明らかとなった行政の広域的な連携・支援の体制を構築するため、広域災害時の中四国地区におけるカウンターパートであり、災害時応援協定を締結している徳島県等と互いのBCPの運用に係る事前準備(互いの業務実施方法の把握・確認、必要情報の共有等)等について検討、研究を実施する。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○平成24年6月に策定した「鳥取県庁(本庁版)BCP」をもとに、各地方機関のBCPを策定中であり、平成24年度中に完了予定。</p> <p>○鳥取県庁BCPは他の主体(市町村、病院等)のBCPに先行して策定したことから、今後、他主体のBCPを策定していく中で、整合・調整を図っていくことが必要。</p> <p>○鳥取県庁BCPは、業務分析期間の延長や災害種ごとの業務分析など補強が必要であり、継続的な検証・見直しが必要。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

業務効率推進課（内線：7612）

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
予備定数 （業務対応分）	0	0	0					
トータルコスト	111,216千円（前年度 112,644千円） [正職員：14.0人]							
主な業務内容	予備定数管理							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
年度当初に想定されていなかった臨時的・突発的な業務について早急に対応するための定数（14名）								

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指定管理者業務点検 事業	278	1,046	△768				278	
トータルコスト	2,661千円（前年度 3,460千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	施設所管課による業務点検や有識者意見の聴取等							
工程表の政策目標（指標）	指定管理者制度の適正な運用と導入を推進するとともに、施設管理の適正化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>指定管理者による施設の管理状況を点検・確認するため、施設所管課による定期的な点検や外部有識者からの意見聴取を実施し、施設の適正な管理運営に資するための経費。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○施設所管課による点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（毎月）、事業報告書（毎年度）及び不適切事案等が発生した場合等の随時報告による点検 ・利用者の声（県民の声、施設に寄せられた意見等）による点検 ・現地調査による点検 <p>○外部有識者からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の視点、専門的な見地からの意見が必要な場合 ・その他点検過程で疑義が生じた場合等（必要に応じて実施） <p>○管理状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書、利用者数、イベント実施状況、利用者の声への対応等を県ホームページで公表 								
組織管理費	5,723	6,261	△538				5,723	
トータルコスト	72,453千円（前年度 70,629千円） [正職員：8.4人]							
主な業務内容	組織定数編成、事務処理権限管理、指定管理者等に係る制度管理等							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・スリムで効率的な組織づくり及び定数の削減 ・県と市町村が互いに連携して効率的に業務を共同処理するなど、県と市町村の枠を超えた新しい行政スタイルを展開するとともに、国からの権限移譲を見据えた組織体制の見直し ・県の業務のうち民間事業者等が行った方が効果的、効率的に実施できるものについて委託を推進 							
事業内容の説明								
県行政の組織定数検討、事務処理権限の整理、指定管理者等に係る制度管理に要する経費。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

業務効率推進課(内線:7612)→

1項 総務管理費

事業実施:中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局

15目 総合事務所費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 総合事務所等地域課題解決事業	(15,000)	(0)	(15,000)				(15,000)	
トータルコスト	15,000千円(前年度0千円)[正職員:0.0人]							
主な業務内容	地域の重点課題や緊急的な課題等に対応するための事業の実施							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の重点課題や緊急的な課題等に対応するため、中・西部総合事務所長及び日野振興センター所長の裁量により活用できる枠予算を設定し、県直営実施のほか、市町村、地域住民、活動団体などの活動支援に取り組む。</p> <p>(予算額)</p> <p>中部総合事務所: 5百万円 西部総合事務所: 10百万円 (日野振興センター含む)</p> <p>※東部・八頭総合事務所は東部振興監として本庁化のため本庁予算対応</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 重点課題の設定</p> <p>地域実情、将来的な方向性などを勘案し、必要に応じて域内市町村、関係団体等の意見も聴きながら、地域の重点課題を総合事務所長等が設定する。</p> <p>(2) 活用・助成対象事業</p> <p>当該重点課題の解決に資するとともに、即応性・緊急性を要すると総合事務所長等が認める事業に活用・助成する。</p> <p>なお、執行状況は、総合事務所長が県議会に報告する。</p> <p><枠予算の使途として想定している事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所等が自ら取り組む事業費(直営) ・NPO法人、個人が取り組む事業への助成(補助) ・市町村等が取り組む事業への助成(補助) など 								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年度から、県民ニーズに対応した重要課題や新たな課題への的確な対応を行うため、総合事務所体制を見直し、行政資源(予算と人員)の再配分を行うよう検討を進めている。</p> <p>また、本庁から地方機関への権限移譲についても積極的に進めている。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

業務効率推進課(内線:7612)

2目 人事管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(廃止) 組織のあり方検討事業	0	841	△841					
トータルコスト	0千円 (前年度 3,255千円)							
<p>説明</p> <p>総合事務所を主とした県組織のあり方についての意見聴取を目的とした「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」が、平成24年度中に終了したため。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課(内線:7766)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
公有財産管理・利活用対策費	47,074	47,008	66			(財産収入) 3,882 (諸収入) 10	43,182											
トータルコスト	80,439千円(前年度80,801千円) [正職員:4.2人、非常勤職員:1.0人]																	
主な業務内容	県有資産マネジメント推進委員会の開催、未利用建物解体撤去、土地調査測量登記等委託、保守維持管理委託、除草等委託、敷地保全工事、財産評価、財産評価審議会開催、売却媒介委託																	
工程表の政策目標(指標)	当初歳入予算に計上された県有未利用地の売却件数及び金額の達成																	
事業内容の説明																		
1 事業の目的・概要 県が保有する土地や建物を戦略的かつ適正に管理・活用するため平成23年度に策定した県有資産マネジメント方針を踏まえ、新たな売却・貸付物件を生み出し、財源確保に繋げる。また、売却・貸付に至らない物件の除草、警備等の保守維持管理を適切に行う。																		
<table border="1"> <tr> <td>未利用財産</td> <td colspan="2">平成19~23年度</td> <td colspan="2">平成24年度見込</td> </tr> <tr> <td>売却実績</td> <td>74件</td> <td>1,635,521千円</td> <td>17件</td> <td>290,385千円</td> </tr> </table>									未利用財産	平成19~23年度		平成24年度見込		売却実績	74件	1,635,521千円	17件	290,385千円
未利用財産	平成19~23年度		平成24年度見込															
売却実績	74件	1,635,521千円	17件	290,385千円														
<平成25年度改善点> ○平成23年度決算に係る定期監査において調査された遊休資産の売却の可否について、県有資産マネジメント推進委員会を開催し、現地調査を行いながら判断していく。 ○長期不落札物件については、低額物件についても財産評価審議会に諮問して予定価格を適正に補正することで売却を進める。																		
2 主な事業内容 (単位:千円)																		
区分	予算額	事業内容																
県有資産マネジメント推進委員会の開催	23	県有財産の戦略的活用や新たな財源確保につなげるため、未利用財産の情報共有及び利用調整を実施																
建物解体・敷地保全工事	9,477	(旧)河北中柔剣道場等建物解体、ロープ柵等の設置																
土地調査測量登記等委託	6,046	境界確定及び地積の明確化																
除草・保守維持管理委託	10,400	除草、建物の機械警備、敷地内の生垣剪定等																
不動産鑑定評価費	6,000	財産評価額を迅速かつ円滑に算出するため、売却予定地等に係る不動産鑑定評価を実施																
財産評価審議会開催経費	119	財産評価審議会の開催 開催回数2回																
売却媒介委託	3,882	(社)鳥取県宅地建物取引業協会等への売却媒介の委託や、ヤフーの公有財産売却システムを利用した入札の実施																
非常勤職員人件費	2,459																	
その他事務経費	8,668																	
県有資産等所在市町村交付金費	41,087	43,357	△2,270			(財産収入) 14,290	26,797											
トータルコスト	44,265千円(前年度46,575千円) [正職員:0.4人]																	
主な業務内容	交付金の算定、支出事務																	
工程表の政策目標(指標)	-																	
事業内容の説明																		
事業の目的・概要 国有資産等所在市町村交付金法に基づき、対象となる職員住宅ほか貸付財産等の県有施設が所在する市町村に対して、固定資産税相当の交付金を交付する。 ・国有資産等所在市町村交付金 41,087千円																		

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課(内線:7016)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員宿舍管理事業費	66,365	69,506	△3,141			〈繰入〉 66,365		
トータルコスト	69,543千円(前年度 72,724千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	宿舍入退居の決定、貸付料の徴収、宿舍の営繕、設備点検等管理事務							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

職員宿舍の維持修繕及び入退去決定を行う。なお、管理業務は外部委託により行う。

<平成25年度改善点>

平成23年度に策定した県有資産マネジメント方針に基づき、老朽化又は入居率が低い宿舍から順次廃止して売却することとし、今後、新たな宿舍の整備は行わない。

【職員宿舍戸数】

【県有宿舍】

平成24年4月	393戸(東部:203、中部:42、西部:114、日野:20、東京:14)
平成25年度末	267戸(東部:115、中部:36、西部:82、日野:20、東京:14)
差引	△126戸(東部:△88、中部:△6、西部:△32、日野:0、東京:0)

【借上宿舍】

平成25年4月	20戸(東京:6、関西:12、名古屋:2)
---------	-----------------------

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	事業内容
職員宿舍管理業務委託	22,559	宿舍の外部管理委託
法令上の義務的経費	426	下水道事業受益者負担金等
維持管理経費	1,082	空き宿舍の機械警備委託等
宿舍修繕費	4,127	宿舍の維持・補修に要する費用
借上宿舍賃借料	29,297	県外本部職員等の宿舍とする民間賃貸住宅の借上費用
その他事務費	8,874	

災害共済事業費	7,292	7,094	198			〈繰入〉 1	7,291	
---------	-------	-------	-----	--	--	-----------	-------	--

トータルコスト	9,675千円(前年度 9,508千円) [正職員:0.3人]							
---------	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

主な業務内容	災害共済の加入手続き、保険金請求事務							
--------	--------------------	--	--	--	--	--	--	--

工程表の政策目標(指標)	—							
--------------	---	--	--	--	--	--	--	--

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県有建物について災害等による不測の災害に対処するため、災害共済に加入する。

- ・加入先:(財)都道府県会館
- ・加入件数:2,993件(平成24年12月末現在)

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	予算額
災害共済保険料	7,130
その他事務経費	162
合計	7,297

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

財源確保推進課(内線:7069)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
税外未収金回収関連強化事業	5,826	8,831	△3,005				5,826	
トータルコスト	22,508千円(前年度25,728千円) [正職員:2.1人]							
主な業務内容	債権管理回収業務の支援、困難事案の訴訟対応及び回収専門会社等への回収業務委託							
工程表の政策目標(指標)	税外未収金の圧縮							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

説明責任を果たしうる債権管理・回収の推進等により、未収債権を削減する。

<平成25年度改善点>

- ・全庁版の債権管理マニュアル(平成24年度策定)を踏まえ、各債権ごとの債権管理マニュアルの作成を進める。
- ・個別の回収困難案件の解決に向け、税外未収金に係る庁内会議において、債務者のタイプ別格付による対応方針や債権放棄のあり方の検討を進める。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	事業内容
債権回収委託	5,348	困難事案の回収を強化するため、サービサー等に債権回収を委託
債権管理のアドバイザー委託	378	法知識やスキルを持った外部の専門家に必要に応じて相談できるようにアドバイザー契約を締結
その他事務経費	100	税外未収金に係る庁内会議の開催等
合計	5,826	

ふるさと納税促進事業	19,068	2,886	16,182				19,068	
------------	--------	-------	--------	--	--	--	--------	--

トータルコスト 21,451千円(前年度5,300千円) [正職員:0.3人]

主な業務内容 制度の広報、寄附呼びかけ、礼状等の送付

工程表の政策目標(指標) ふるさと納税による寄附件数及び寄附金額目標の達成

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ふるさと納税制度による鳥取県への寄附を幅広く呼びかけるとともに、制度のPR等を通じて鳥取県の魅力を県外の方に再認識していただく機会とする。

年度	寄附件数、金額	パートナー企業数、お礼の品数
平成22年度	364件 8,626千円	2社 8品目
平成23年度	729件 14,124千円	31社 36品目
平成24年度(見込)	2,965件 39,420千円	47社 55品目
平成25年度(目標)	3,000件 40,000千円	前年度以上の企業数、品数

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	予算額	事業内容
制度の周知	1,419	○県外本部、県人会、高校同窓会、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、公共施設、公共交通機関等へのパンフレットの配布 ○県ホームページ「とりネット」専用サイトでのPR
寄附手続きの簡素化	149	○郵便局払込取扱票(申込書兼用)による納付 ○インターネットを活用したクレジットカードによる納付
寄附者への感謝の気持ちの提供	17,500	鳥取県ふるさと納税パートナー企業の協力を得て県産品等を贈呈する取組をさらに充実
合計	19,068	

<予算増額理由>

寄附件数が大幅に増えていることに伴いお礼の品の提供数も増えているため。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

職員人材開発センター（電話：0857-23-3291）

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人材開発センター費	53,218	53,548	△330			〈歳入〉 22,563	30,655	
トータルコスト	116,770千円（前年度 117,916千円） [正職員：8.0人]							
主な業務内容	職員研修の企画・実施、委託先及び部内の連絡調整、助成金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	能力開発・向上研修の受講率を向上させる。（平成26年度の受講率22%）							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
「人材育成、能力開発に向けた基本方針」や部局及び市町村等からの意見を踏まえた、職員研修（県・市町村）の実施及び支援に要する経費								
2 主な事業内容								
区分		内容						
基礎研修の実施		県職員及び市町村職員等の新規採用時や昇任時等に各階層別に指名して行う研修						
能力開発・向上研修の実施		県職員及び市町村職員等が自主的に選択する研修						
職場研修の支援		部局研修・所属研修等に対する支援、情報提供等						
自己啓発の支援		通信教育・放送大学・資格検定等に対する助成等						
課題対応スキル向上事業	2,100	3,000	△900				2,100	
トータルコスト	4,483千円（前年度 4,609千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託先及び部内との連絡調整、委託契約事務手続、委託料の支払							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県職員が緊急的に取り組むべき課題に的確に対処できる専門知識・技術を習得するため、県の要請又は県内の高等教育機関からの提案により、当該教育機関に委託し、その機関の有する研究成果や人材を活用した研修を実施するための経費								
2 主な事業内容								
区分		内容						
委託先		県内の高等教育機関 鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校						
委託業務内容		緊急的課題に対処するための専門知識・技術を習得するための研修実施 研修企画→教材作成→研修実施→実績報告						
委託料		1講座300千円×7講座						

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

職員人材開発センター（電話：0857-23-3291）

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人材開発センター施設管理運営費	9,043	9,080	△37			<歳入> 3,169	5,874	
トータルコスト	14,604千円（前年度 14,712千円） [正職員：0.7人、非常勤職員：2.0人]							
主な業務内容	委託契約事務手続、委託業者との連絡調整、庁舎管理・施設運営全般							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 職員人材開発センターの施設管理運営業務に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理委託（警備、冷暖房保守ほか） 717千円 ・非常勤職員人件費（2人分） 4,930千円 ・その他事務諸費 3,396千円 								
(終了) 業務継続計画（BCP） 普及特別研修事業	0	1,917	△1,917					
トータルコスト	0千円（前年度 2,722千円）							
説明								
2ヶ年（平成23～24年度）のみの研修であったため。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福利厚生課 (内線: 7039)

2目 人事管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
職員労働安全衛生管理推進事業	59,668	54,034	5,634			〈諸収入〉 210	59,458							
トータルコスト	67,612千円 (前年度 62,080千円) [正職員: 1.0人、非常勤職員: 0.9人]													
主な業務内容	健康診断等の実施、保健指導等													
工程表の政策目標 (指標)	安全管理体制の確立による労働災害の防止 定期健康診断、二次健診受診率の向上													
事業内容の説明														
職員の安全衛生及び健康診断等の健康管理事業を実施する。														
<ul style="list-style-type: none"> ・職員安全衛生管理体制整備に要する経費 4,854千円 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催 302千円 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策基礎研修会 (年1回) 安全衛生対策研修会 (年1回) ・外部専門機関による事業場の安全衛生診断の実施 (6施設) 276千円 ・中央労働災害防止協会負担金 50千円 ・産業医の配置 (4名) 3,630千円 ・安全衛生管理担当者 (衛生管理者) 等の養成 596千円 ・職員健康診断等の実施に要する経費 48,354千円 <ul style="list-style-type: none"> ※X線撮影手数料の増 (1人当たり500円) による所要増 (4,309千円) ・健康管理システム (DB) の運用に関する経費 5,901千円 ・その他事務経費 559千円 														
【債務負担行為】														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">健康管理システム運用</td> <td style="width: 15%;">限度額</td> <td style="width: 55%;">1,050 千円</td> </tr> <tr> <td>保守委託</td> <td>期 間</td> <td>平成26年度～平成30年度</td> </tr> </table>									健康管理システム運用	限度額	1,050 千円	保守委託	期 間	平成26年度～平成30年度
健康管理システム運用	限度額	1,050 千円												
保守委託	期 間	平成26年度～平成30年度												
職場環境づくり推進事業	318	318	0				318							
トータルコスト	5,084千円 (前年度 5,146千円) [正職員: 0.6人]													
主な業務内容	相談業務、研修会開催等													
工程表の政策目標 (指標)	ハラスメントの防止・育児休業中職員及び子育て中職員への支援充実													
事業内容の説明														
ハラスメントをはじめ職場環境全般についての相談体制を整備するとともに、快適な職場環境の推進、子育ての支援等を行う。														
<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント相談事業 (外部相談員1名の配置) 151千円 ・育休取得職員職場復帰支援研修会の実施 139千円 ・その他事務経費 28千円 														

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福利厚生課 (内線：7039)

2目 人事管理費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源																
メンタルヘルス等 対策事業	5,516	5,287	229			608	4,908																
トータルコスト	13,460千円 (前年度 13,333千円) [正職員：1.0人、非常勤職員：0.6人]																						
主な業務内容	相談業務、研修会開催、健康管理審査会開催等																						
工程表の政策目標(指標)	メンタル疾患の未然防止と再発防止																						
事業内容の説明																							
<p>職員の心の健康を保持・増進するとともに、心の病気の予防、心の病気になった場合の早期対応、職場復帰支援、再発防止を図る。</p> <p>(主な事業内容) (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防・啓発事業 (一次予防)</td> <td>476</td> <td>・(新)不眠に注目したうつ症状の改善、発症及び再発防止事業 ・管理監督者研修の開催 ・職位別研修の開催 ・出前講座の開催</td> </tr> <tr> <td>早期発見 早期対応事業 (二次予防)</td> <td>3,701</td> <td>・ストレス度チェックの実施(2回/年) ・巡回相談 ・過重労働者面接指導・職場指導 ・新規採用職員健康相談 ・心とからだの健康相談(東中西部計12回/月)</td> </tr> <tr> <td>職場復帰 再発防止事業 (三次予防)</td> <td>1,339</td> <td>・療養相談 ・職場リハビリテーションの実施 ・健康管理審査会の運営 ・復帰後フォロー面談の実施</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,616</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									項目	予算額	事業内容	予防・啓発事業 (一次予防)	476	・(新)不眠に注目したうつ症状の改善、発症及び再発防止事業 ・管理監督者研修の開催 ・職位別研修の開催 ・出前講座の開催	早期発見 早期対応事業 (二次予防)	3,701	・ストレス度チェックの実施(2回/年) ・巡回相談 ・過重労働者面接指導・職場指導 ・新規採用職員健康相談 ・心とからだの健康相談(東中西部計12回/月)	職場復帰 再発防止事業 (三次予防)	1,339	・療養相談 ・職場リハビリテーションの実施 ・健康管理審査会の運営 ・復帰後フォロー面談の実施	合計	5,616	
項目	予算額	事業内容																					
予防・啓発事業 (一次予防)	476	・(新)不眠に注目したうつ症状の改善、発症及び再発防止事業 ・管理監督者研修の開催 ・職位別研修の開催 ・出前講座の開催																					
早期発見 早期対応事業 (二次予防)	3,701	・ストレス度チェックの実施(2回/年) ・巡回相談 ・過重労働者面接指導・職場指導 ・新規採用職員健康相談 ・心とからだの健康相談(東中西部計12回/月)																					
職場復帰 再発防止事業 (三次予防)	1,339	・療養相談 ・職場リハビリテーションの実施 ・健康管理審査会の運営 ・復帰後フォロー面談の実施																					
合計	5,616																						
職員福利厚生費	10,254	9,029	1,225			(諸収入) 10	10,244																
トータルコスト	23,759千円 (前年度 22,707千円) [正職員：1.7人、非常勤職員：0.4人]																						
主な業務内容	職員文化祭の実施、補助金等交付事務等																						
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>職員に対する各種福利厚生事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方職員共済組合職員に係る事務費負担金等 2,464千円 ・議員、非常勤職員等の公務災害補償金事業 666千円 ・財形貯蓄事業の電算処理委託料 155千円 ・職員会館の管理人委託料 564千円 ・県職員文化活動推進事業 1,735千円 (職員文化祭、東・中・西部の夏祭りへの参加) ・その他(非常勤職員人経費、標準事務費) 4,670千円 <p>※標準事務費の計上変更による増(+789千円)</p>																							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福利厚生課 (内線: 7039)

2目 人事管理費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地方公務員災害補償 基金運営事務	30	30	0				30	
トータルコスト	7,974千円 (前年度 8,076千円) [正職員: 1.0人、非常勤職員: 0.8人]							
主な業務内容	申請書の審査、補償金の支払い等							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>職員の公務災害の認定及び補償等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務経費 30千円 (参考) 平成23年度公務災害認定件数 195件 (県及び県内市町村公務員の公務災害補償事務) 								

10目 恩給及び退職年金費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職年金費	28,902	33,791	△ 4,889				28,902	
トータルコスト	30,491千円 (前年度 35,400千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	裁定・失権処理、恩給の支払い等							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>恩給 (恩給法に基づくもの) 及び退職年金 (条例に基づくもの) の給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恩給及び退職年金費 28,690千円 ・その他事務経費 212千円 (参考) 恩給受給者数 22人 (平成24年10月) 								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福利厚生課（内線：7039）

12目 諸費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自動車事故処理費	10,192	10,407	△ 215				10,192	
トータルコスト	13,370千円（前年度 13,625円） [正職員：0.4人、非常勤職員：0.1人]							
主な業務内容	任意保険契約、保険料支払い、方針の決定、賠償金の支払い等							
工程表の政策目標（指標）	公用車の交通事故の抑止							

事業内容の説明

公用車の自動車任意保険に加入するとともに、公用車の自動車事故により発生した県の損害賠償に関する事務等を行う。

（単位：千円）

区分	予算額	内容
自動車任意保険料	7,386	・ 公用車約1,300台 ・ 対人補償:2,000万円、対物補償:100万円
自動車事故損害賠償金	2,000	・ 免責額等の損害賠償金
交通安全・エコドライブ研修	675	・ 交通事故の発生率が高い所属の職員 90名 ・ 研修内容：運転適性検査、実技、座学
その他事務経費	131	・ 現地調査、評価委員会の開催 等
合計	10,192	

【参考】

交通事故0（ゼロ）をめざした主な取組（全庁的な取組）

①原因分析・対策検討

- ・ 「公務中における交通事故0（ゼロ）をめざした県庁対策会議」の設置
- ・ 個別聞き取りによる事故原因把握

②ハード面の環境整備

- ・ 庁舎敷地内の駐車場点検・改善
- ・ 公用車のコーナーセンサー等安全装備の充実

③職員の技能向上

- ・ 交通事故・交通法規違反者安全運転研修の実施

④意識啓発

- ・ 啓発資料による職員研修の実施
- ・ 注意喚起ステッカーの掲示
- ・ 無事故・無違反所属の認定（表彰）
- ・ 所属等での声かけ運動の実施

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7121)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりユニバーサルデザイン推進事業	1,337	1,095	242	692			645	

トータルコスト 10,870千円 (前年度10,628千円) [正職員：1.2人]

主な業務内容 企画、関係機関協議、契約、募集・PR、会場設営・運営

工程表の政策目標(指標) ユニバーサルデザインの理解と認知度の向上

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ユニバーサルデザインの推進を鳥取県人権施策基本方針の基本理念の1つに位置づけている。誰もが暮らしやすいと感じるユニバーサル社会の実現に向け、イベント等での啓発キャンペーンの実施や出前講座、出前授業、県庁UD運動等を通じて理念の普及を図るとともに、県庁UD運動では、個々の施策に可能な限りユニバーサルデザインの視点を取り入れるためステップアップ研修を実施する。

【参考：ユニバーサルデザイン(以下「UD」)とは】

ユニバーサルデザインとは、もともとは「障がい、年齢、性別、言語など人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

そして、近年では、社会の仕組みや制度づくりも含めて、地域社会全体にまで発展させることや他人への思いやりの心をもつこともUDと考えられている。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
1 UD出前授業	376	・学校教育と連携し、学校教育現場において児童・生徒のUDの理解を促進する出前授業を開催する。
2 UD出前講座	20	・企業・地域・公民館において、UDについて説明する出前講座を開催する。
3 UD啓発キャンペーン	360	・県内開催の各種イベントにおいて、UD製品や啓発パネルの展示とUDグッズやリーフレットの配布によって理念の普及啓発を図る。
4 県庁UD運動	581	・県職員を対象とした基礎研修を実施 ・基礎研修を受講した職員を対象にステップアップ研修を実施 ※ステップアップ研修は、UDの専門家を講師として招き、業務につながる実践的な研修。 ・県が実施している施策についてUDの観点での見直し・点検を行い、問題点、課題を洗い出す。
合計	1,337	

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 出前授業によって、児童・生徒の理解を促進することができた。
- (2) 啓発キャンペーン、出前講座によって、幅広く多くの県民に啓発することができた。
- (3) 県庁内におけるUD推進はまだ不十分。県職員のUDに対する理解を深め、UDの視点により様々な施策に取り組んでいくことができるよう県庁UD運動の一層の充実を図る。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和对策課(内線：7590)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業費	4,809	1,634	3,175	1,181			3,628	
トータルコスト	13,547千円(前年度10,485千円) [正職員：1.1人]							
主な業務内容	事業の企画・調整・実施、関係機関との協議及び協働実施							
工程表の政策目標(指標)	拉致問題早期解決に向けた啓発、帰国後支援策の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

北朝鮮による拉致問題は一日も早く全面的に解決されるべき喫緊の課題であり、当県出身の拉致被害者等の一日も早い帰国の実現は県の重要課題である。

このため、県民の拉致問題に関する関心を高め、拉致問題の早期全面解決の促進を図るとともに、拉致被害者等が帰国された場合の支援体制を整える。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	事業内容
1 「県民のつどい」の開催	1,294	○目的：拉致問題並びに拉致被害者等及び家族への支援の必要性について県民の理解を促進する ○場所：県内1箇所 ○内容：基調講演、拉致被害者等御家族のメッセージ など
2 拉致問題人権学習会の開催	270	○学校・地域等と連携・協力し、拉致被害者の家族等を講師とする出前による学習会を開催する。
3 拉致問題啓発パネルの巡回展示	17	○米子市の松本京子さん及び県内の拉致の可能性が指摘されている方々の失踪状況等に関する写真パネル展を、県直営及び県内市町村等への貸出により行う。
4 拉致被害者等帰国時生活再建対策	3,228	○4年ぶりに再開された日朝政府間協議の進展に伴い、鳥取県出身者の拉致被害者等の帰国に備えて万全の体制をとるため、支援体制を構築する。支援体制の構築に当たっては「北朝鮮による拉致被害者支援連絡協議会」を開催し、取り組む。 ※平成24年9月補正で計上した拉致被害者等の帰国後の生活支援等に要する経費を通年ベースで改めて計上。
合計	4,809	

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 「県民のつどい」や啓発パネル展の開催で、県民の理解促進を図ったことなどにより、県民による自発的な啓発や学習の取組も進んだ。
- (2) 出前方式の学習会によって、県民の理解を広げることができた。
- (3) 帰国後支援体制の整備については、県と米子市で協議会を設置し(平成19年)、生活再建のための支援施策、実施体制を検討、整理してきた。なお、平成24年度には拉致被害者等の帰国に備えて万全の体制をとるため、帰国時の支援に必要となる経費を9月補正予算で計上した。
- (4) 関係機関等と連携・協力し、拉致被害者等の早期救出を求める1000万署名活動を行い、県民意識を高めることができた。
- (5) 適宜、日本政府に積極的かつ主体的な取組を要望するとともに、一刻も早い解決を願う県民意識の更なる高まりを促進する。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7590)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考							
				国庫支出金	起債	その他	一般財源								
人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業	10,650	10,264	386			(諸収入) 32	10,618								
トータルコスト	20,183千円(前年度18,310千円) [正職員:1.2人、非常勤職員:3.0人]														
主な業務内容	人権相談、関係機関との調整、ケース会議開催、人権問題専門的支援、職員研修開催														
工程表の政策目標(指標)	人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる解決促進														
事業内容の説明															
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」は、それまでの鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、平成21年度からスタートさせた。(人権救済条例見直し検討委員会の意見を受けた「人権救済条例」の代替策) 県内3カ所の人権相談窓口へ寄せられた相談に対し、関係機関の連携強化、専門機関への同行など相談者に対する総合的な支援を通じて本質的な解決を目指している。また、新たに人権相談等で明らかになった人権問題事案への解決に向けた支援制度を創設する。 															
<p>2. 主な事業内容</p> <p>(1) 実施体制</p> <table border="1"> <tr> <td>相談窓口 (常駐)</td> <td>・本庁人権局(課長補佐1・非常勤職員1) ・中部総合事務所地域振興局(課長補佐1・非常勤職員1) ・西部総合事務所地域振興局(課長補佐1・非常勤職員1)</td> </tr> <tr> <td>専門相談員 (非常駐)</td> <td>・各種専門家に委嘱。・必要の都度助言を依頼。 分野:法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性</td> </tr> </table>								相談窓口 (常駐)	・本庁人権局(課長補佐1・非常勤職員1) ・中部総合事務所地域振興局(課長補佐1・非常勤職員1) ・西部総合事務所地域振興局(課長補佐1・非常勤職員1)	専門相談員 (非常駐)	・各種専門家に委嘱。・必要の都度助言を依頼。 分野:法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性				
相談窓口 (常駐)	・本庁人権局(課長補佐1・非常勤職員1) ・中部総合事務所地域振興局(課長補佐1・非常勤職員1) ・西部総合事務所地域振興局(課長補佐1・非常勤職員1)														
専門相談員 (非常駐)	・各種専門家に委嘱。・必要の都度助言を依頼。 分野:法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者、教育、福祉、女性														
<p>(2) 業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td>1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助</td> <td>・支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 ・希望があれば、関係機関への相談内容を伝達し、相談に同行。</td> </tr> <tr> <td>2 関係機関との連携促進</td> <td>・ケース会議の開催等各専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 ・県、市町村職員等を対象とした研修を開催、職員の資質向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>3 多様な有識者による専門相談</td> <td>・相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 ・第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。</td> </tr> <tr> <td>4 人権問題に係る専門的支援(新規)</td> <td>・人権相談等で明らかになった人権問題事案への解決に向けた支援を行う。</td> </tr> </table>								1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助	・支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 ・希望があれば、関係機関への相談内容を伝達し、相談に同行。	2 関係機関との連携促進	・ケース会議の開催等各専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 ・県、市町村職員等を対象とした研修を開催、職員の資質向上を図る。	3 多様な有識者による専門相談	・相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 ・第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。	4 人権問題に係る専門的支援(新規)	・人権相談等で明らかになった人権問題事案への解決に向けた支援を行う。
1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助	・支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 ・希望があれば、関係機関への相談内容を伝達し、相談に同行。														
2 関係機関との連携促進	・ケース会議の開催等各専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 ・県、市町村職員等を対象とした研修を開催、職員の資質向上を図る。														
3 多様な有識者による専門相談	・相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 ・第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。														
4 人権問題に係る専門的支援(新規)	・人権相談等で明らかになった人権問題事案への解決に向けた支援を行う。														
<p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 平成23年度:364件 平成24年度:387件(4月~12月) 相談者の気持ちを受け止め、相談内容を整理し、解決方法を一緒に考え、対応方法や多様な制度について情報を提供した。また、人権相談員が関係機関へ相談内容を伝達し、相談者の負担を軽減するなど、相談者をきめ細かく支援し、問題の解決を促進した。 市町村教育委員会等関係機関とのケース会議の開催など、関係機関との連携による相談事例の解決に向けた取り組みを実施した。 関係機関との連携・調整機能を高めるため、各窓口の担当者が管内の市町村・関係機関を訪れ、窓口の理解とより一層の連携の促進を図った。 相談員のスキル向上を目的に、市町村、関係機関にも呼びかけて相談員研修会を開催した。 さまざまな会議やイベントにおいて窓口のチラシを配布するなど、人権相談窓口の周知に努めた。 鳥取県国際交流財団と共に外国人を対象とする合同相談を開催。 															

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7590)

1 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
(新) こどもいじめ人権相談運営事業	2,620	0	2,620				2,620							
トータルコスト	3,414千円(前年度0千円) [正職員:0.1人]													
主な業務内容	こどもいじめ人権相談													
工程表の政策目標(指標)	こどもいじめ人権相談窓口により県内学校におけるいじめが原因と考えられる相談に対応し、問題解決に向けた支援を行う。													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 深刻化するいじめ問題に対応するため、平成24年9月21日から人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、電話相談に24時間対応している。 引き続き、鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒及び保護者の相談に対応し、事実関係を確認し整理するなどにより、問題の解決に向けた支援を行うこととする。なお、夜間及び休日の電話相談については、児童福祉分野で専門職員を有する機関にその業務を委託して運営する。 <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施体制 本庁人権局(人権相談窓口担当兼務) ※ 夜間及び休日は外務機関委託で対応</p> <p>(2) 業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td>1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 希望があれば、関係機関への相談内容を伝達し、相談に同行。 </td> </tr> <tr> <td>2 関係機関との連携促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等関係機関との連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 学校関係者、教育委員会等とケース会議の開催により、相談事案について、解決に向けた整理、関係機関の役割分担の明確化などにより、支援を促進。 </td> </tr> <tr> <td>3 多様な有識者による専門相談</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。 </td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 平成24年度:37件(9月~12月) 関係機関等とのケース会議開催を行った結果、事案が解決へ向けて支援された。 関係機関等との連携により、解決に向けた取り組みが行われた。 相談者の要望により専門相談(法律;弁護士)を行い、今後の問題解決に向けた整理を行った。 相談者の要望により関係機関による学校現場での調査が実施された。 									1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助	<ul style="list-style-type: none"> 支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 希望があれば、関係機関への相談内容を伝達し、相談に同行。 	2 関係機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等関係機関との連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 学校関係者、教育委員会等とケース会議の開催により、相談事案について、解決に向けた整理、関係機関の役割分担の明確化などにより、支援を促進。 	3 多様な有識者による専門相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。
1 相談者の話を傾聴し、きめ細かい援助	<ul style="list-style-type: none"> 支援制度等各種情報を提供し、希望に沿って助言等を行う。 希望があれば、関係機関への相談内容を伝達し、相談に同行。 													
2 関係機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等関係機関との連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進する。 学校関係者、教育委員会等とケース会議の開催により、相談事案について、解決に向けた整理、関係機関の役割分担の明確化などにより、支援を促進。 													
3 多様な有識者による専門相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談者や相談員に必要な都度助言を行う。 第三者の公平な立場から相談者や専門機関を支援する。 													

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線：7590)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
(新) 鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業	4,315	0	4,315				4,315															
トータルコスト	5,109千円(前年度0千円) [正職員:0.1人]																					
主な業務内容	連絡調整、委員会の設置・運営																					
工程表の政策目標(指標)	こどもいじめ人権相談窓口により県内学校におけるいじめが原因と考えられる相談に対応し、問題解決に向けた支援を行う。																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を必要に応じ設置し、運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県いじめ問題検証委員会の設置・運営</p> <p>(1) 委員会の設置・運営</p> <table border="1"> <tr> <td>設置事由</td> <td>保護者等(保護者及び児童・生徒)、学校設置主体からの申し立て、その他知事が必要があると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>(1) 重大な事故(いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。)の原因の検証 (2) 検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体へ改善意見 (3) その他設置目的を達成するために必要な事項</td> </tr> <tr> <td>設置形態</td> <td>案件ごとに設置</td> </tr> <tr> <td>委員数</td> <td>原則として5人以内 ※弁護士、精神科医、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置(5人以内)</td> </tr> <tr> <td>委員任期</td> <td>案件に係る報告及び改善意見の陳述を終えるまで</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>知事部局(人権局)</td> </tr> <tr> <td>検証活動</td> <td>・学校現場及び学校設置主体、保護者等関係者からの情報収集等を通じ、検証活動を行う。 ・知事に報告するとともに、学校設置主体へ検証結果を説明し、改善意見を述べる。</td> </tr> </table> <p>(2) 運営経費</p> <p>委員、委員補助スタッフの報償費・特別旅費</p> <p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と県教育委員会が「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」を平成24年8月31日に改定し、鳥取県いじめ問題検証委員会を設置することが盛りこまれた。 ・事案が発生した場合に備えて、「鳥取県いじめ問題検証委員会要綱」を策定 ・鳥取県個人情報保護審議会にて、委員会の個人情報の取り扱いについて適用除外の答申を得た。 									設置事由	保護者等(保護者及び児童・生徒)、学校設置主体からの申し立て、その他知事が必要があると認めるとき	所掌事務	(1) 重大な事故(いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。)の原因の検証 (2) 検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体へ改善意見 (3) その他設置目的を達成するために必要な事項	設置形態	案件ごとに設置	委員数	原則として5人以内 ※弁護士、精神科医、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置(5人以内)	委員任期	案件に係る報告及び改善意見の陳述を終えるまで	事務局	知事部局(人権局)	検証活動	・学校現場及び学校設置主体、保護者等関係者からの情報収集等を通じ、検証活動を行う。 ・知事に報告するとともに、学校設置主体へ検証結果を説明し、改善意見を述べる。
設置事由	保護者等(保護者及び児童・生徒)、学校設置主体からの申し立て、その他知事が必要があると認めるとき																					
所掌事務	(1) 重大な事故(いじめが原因と考えられる事故で、児童・生徒の死亡、又は心身への重大な障がいを伴うものをいう。)の原因の検証 (2) 検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体へ改善意見 (3) その他設置目的を達成するために必要な事項																					
設置形態	案件ごとに設置																					
委員数	原則として5人以内 ※弁護士、精神科医、臨床心理士などから知事が任命 ※別に調査事務の補助スタッフを配置(5人以内)																					
委員任期	案件に係る報告及び改善意見の陳述を終えるまで																					
事務局	知事部局(人権局)																					
検証活動	・学校現場及び学校設置主体、保護者等関係者からの情報収集等を通じ、検証活動を行う。 ・知事に報告するとともに、学校設置主体へ検証結果を説明し、改善意見を述べる。																					

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7590)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
(新) 人権意識調査事業	312	0	312				312																
トータルコスト	1,901千円(前年度0千円) [正職員:0.2人]																						
主な業務内容	人権意識調査要領及び設問項目検討																						
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>人権に対する県民意識の変化、新たに認識の高まった人権問題についての県民意識及び求められる施策の方向性を把握し、人権施策基本方針の改定や人権問題についての教育・啓発活動など今後の人権施策推進の基礎資料とするために、人権意識調査をこれまで3回実施している。次回平成26年度の実施に向けて設問項目等調査の内容を検討するため、平成25年度に有識者の方々を交えた検討会を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○調査要領及び調査項目の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者の方々を交えた検討会を行い、人権意識調査要領及び設問項目等を作成する。 <p>○集計項目の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロス集計方法等について有識者の意見を聞き、次年度の集計方法を決定する。 <p>(今後のスケジュール)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>人権意識調査</td> <td>設問項目等内容検討</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>人権意識調査</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>人権施策基本方針</td> <td>第3次改訂 着手</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>人権施策基本方針</td> <td>" 実施</td> </tr> </tbody> </table>									年度	内 容		H25	人権意識調査	設問項目等内容検討	H26	人権意識調査	実施	H27	人権施策基本方針	第3次改訂 着手	H28	人権施策基本方針	" 実施
年度	内 容																						
H25	人権意識調査	設問項目等内容検討																					
H26	人権意識調査	実施																					
H27	人権施策基本方針	第3次改訂 着手																					
H28	人権施策基本方針	" 実施																					
職員人件費	75,746	77,110	△1,364				75,746																
事業内容の説明																							
一般職の職員(11名)人件費																							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課（内線：7110）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県人権文化センター補助事業費	22,568	22,564	4				22,568	
トータルコスト	24,951千円（前年度 24,978千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	運営・事業内容等の協議、申請書の審査・補助金等の支払い							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

県の人権施策の業務を補完する中核機関である公益社団法人 鳥取県人権文化センターが行う人権に関する調査研究、啓発情報提供事業、啓発指導者養成、人権相談等に対して助成を行う。

センターの主な事業内容

(1) 調査研究事業

人権課題について研究し、教材にまとめて研修に活用する。

年度	研究テーマ	
平成20～21年度	企業と人権	
22～23年度	労働と人権	
24年度	災害と人権	外国人と人権
25年度	人権尊重のコミュニケーション	
26年度	(予定)	(未定)

※平成23年度から研究員が4人（うち1人は次長兼務）となり、24年度より2課題の研究テーマに取り組んでいる。

(2) 研修事業

ア 人権啓発指導者養成のための各種研修会を実施する。

イ 市町村等の要請に応じて、人権学習のプログラム作成にあたって職員を派遣し、個別の相談・支援に対応する。

(3) 啓発・情報提供事業

ア 平成24～25年度に研究する「外国人と人権」の人権学習資料を作成する。

イ 人権団体や企業等の取り組みや各種情報を提供する機関誌を発行する。（年3回、各3,500部）

ウ 人権啓発キャラクター「ふらっちょー」（着ぐるみ）で県内各地イベント等に参加して人権について周知を図る。

(4) ネットワーク事業

派遣者	内容	派遣先
職員（研究員）	基本プログラムを中心に人権研修を支援する	市町村、公民館、PTA等
ネットワーク・ファシリテーター	参加体験型学習を行う	市町村等

(5) 人権相談事業

週3日（水・土・日）に人権に関する相談を受ける。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7592)

1 目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
人権啓発教育事業費	35,642	38,168	△2,526	27,122		7	8,513	
トータルコスト	66,623千円 (前年度69,548千円) [正職員：3.9人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発事業等の企画、関係機関等調整・協働、事業実施 ・公募事業の周知、審査、協働実施、委託金等支払い 							
工程表の政策目標(指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の人権に関する自発的な取組みを推進、啓発機会を広く県民に提供 ・啓発事業の推進：研修会等への参加経験県民の10ポイント増加 ・職員の人権意識の向上：単位制研修の履修率を対前年5ポイント増加、所属研修の実施率100%維持 							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組みを支援する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業区分	予算額	事業内容
人権啓発広報事業	7,625	・テレビスポット、情報誌、ラッピングバス、人権・同和問題啓発ラジオ等により、県民の人権問題に関する理解と認識を促進する。
人権問題研修推進事業	8,341	①企業・市町村トップ人権セミナー 率先して人権尊重に取り組む立場にある市町村の首長、議長、企業の代表者、管理監督者等を主な対象として、新たな視点や意識を深める機会を提供する。 ②県職員人権問題研修 全職員が人権問題の認識を広げ、人権を尊重した施策を推進することを目的に職場研修を促進する。 ③非常勤職員(事務補助)の配置 人権に係る啓発・教育事業に係る事務ほか人権施策推進に係る事務等を補助する非常勤職員を配置
市町村・人権関係団体等支援事業	14,431	①人権啓発活動市町村等再委託費 14,311千円 ②鳥取県人権擁護委員連合会補助金 120千円
県民等との協働による人権啓発事業	4,000	①県民企画による人権啓発活動 県民が企画する効果的な人権啓発事業を公募し、実施を委託する。県民の自発的な人権尊重の取組を促進し、同時に啓発機会を広く県民に提供する。 ②ガイナレ鳥取と連携した人権啓発事業 ブラインドサッカーの体験教室を通じて、ユニバーサル社会についての理解を深める。また、サッカーのフェアプレー精神を活かした啓発物品を配布し人権意識の向上に努める。
楽しく身につけよう人権感覚事業	1,245	・映画をユニバーサル上映(音声ガイド・日本語字幕付)するなど親しみやすい方法により人権問題の理解を促進する。
合 計	35,642	

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 事業ごとに、利用者へのアンケートなどによりニーズを踏まえて、テーマや内容の選定を行っている。
- (2) ガイナレ鳥取と連携した人権啓発活動としてブラインドサッカースクールを平成23年度から実施している。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線：7121)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
人権尊重の社会づくり協議会費	1,179	1,056	123				1,179	
トータルコスト	5,945千円 (前年度1,056千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	協議会の日程調整、議題の検討、開催通知、資料作成							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置している「人権尊重の社会づくり協議会」を開催し、県民の幅広い意見を反映して県の人権施策を推進する。</p> <p>また、当該協議会に設置している差別事象検討小委員会において、差別事象に関する検討を進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 人権尊重の社会づくり協議会</p> <p>ア 開催回数：年2回</p> <p>イ 議題</p> <p>(ア) 鳥取県人権施策基本方針に係る施策の推進状況</p> <p>(イ) 鳥取県人権意識調査に関すること</p> <p>(ウ) その他</p> <p>(2) 差別事象検討小委員会</p> <p>開催回数 年4回程度開催</p>								
鳥取県立人権ひろば21管理運営費	10,895	10,775	120				10,895	
トータルコスト	13,278千円 (前年度 13,993千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	計画の審査・承認、委託料の支払い、運営状況の確認・指導、指定管理者選定委員会							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>人権尊重の理念に対する理解を深める機会を提供することを目的として設置されている鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)の管理運営を、指定管理者に委託する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理委託</p> <p>ア 指定管理者である公益社団法人鳥取県人権文化センターへ以下のとおり管理運営を委託</p> <p>イ 指定期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日(5年間)</p> <p>ウ 業務内容：①人権ひろば21の施設設備の維持管理</p> <p>②人権ライブラリー等の管理運営(図書、啓発ビデオ等の追加整備・貸し出し)</p> <p>(2) 指定管理者選定委員会</p> <p>平成26年度からの指定管理委託に向けて開催する指定管理者審査委員会の開催経費</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線：7073)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
同和問題啓発推進事業費	2,058	2,340	△282	1,199			859	
トータルコスト	14,768千円 (前年度15,214千円) [正職員：1.6人]							
主な業務内容	事業の企画、関係機関との調整及び開催・実施							
工程表の政策目標 (指標)	差別意識の解消 ・同和問題講演会の市町村等との共催促進 ・部落解放月間における集中的な啓発活動の実施 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けアクションプランに基づいた啓発の推進							
事業内容の説明								
同和問題についての県民の理解と認識を深め、差別と偏見をなくすための啓発事業を実施する。 (単位：千円)								
区 分	予算額	内 容						
部落解放月間 (7/10～8/9)	768	・ポスター及びリーフレットの作成と企業・市町村等への配布 ・市町村等との連携による街頭啓発						
同和問題講演会等の開催	1,190	・県民や企業・市町村の指導者等を対象とする同和問題講演会を県内2カ所で開催						
宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプラン	100	・入居差別や土地差別などの人権問題解決に向けた啓発事業の実施						
合 計	2,058							
地方改善事業費	307,850	289,789	18,061	204,971			102,879	
トータルコスト	314,205千円 (前年度296,226千円) [正職員：0.8人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払、国との調整、関係機関への助言など							
工程表の政策目標 (指標)	隣保館訪問等による実態把握、充実事例の紹介など適切な指導・助言							
事業内容の説明								
市町村が設置・運営する隣保館等の活動に要する経費及び隣保館の大規模修繕に対して助成を行う。 (隣保館等施設整備費 (大規模修繕) がH24年度 0件→H25年度 2件による増額：27,140千円 隣保館運営事業の国基準単価の減額等に伴う減額：9,079千円) (単位：千円)								
区 分	館数	予算額	補助率		備 考			
隣保館運営事業 (基本事業)	36	255,860	3/4 (国1/2 県1/4)		事業主体：市町村			
選 隣保館デイサービス事業	17	9,446						
択 地域交流促進事業	29	9,457						
事 相談機能強化事業	4	2,065						
業 広域隣保活動事業	2	2,382						
小 計	-	279,210						
地方改善事業指導監督事務費	-	1,500	1/2 (国)					
隣保館等施設整備費	2	27,140	3/4 (国1/2 県1/4)		事業主体：市町村			
合 計		307,850						

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7073)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
専修学校等奨学資金事業	3,990	2,974	1,016			(諸収入) 10	3,980	
トータルコスト	7,962千円(前年度6,997千円) [正職員:0.5人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	貸付金の返還金の徴収、各種申請書等の審査など							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
平成21年度で貸付を終了した貸付金の返還・免除業務及び未納者への督促業務を行う。								
(単位:千円)								
区分		予算額						
非常勤職員配置		2,459						
奨学金システム事務処理委託		381						
(臨)奨学金システム改修委託		1,008						
事務費		142						
合計		3,990						
同和対策事業振興費	6,101	6,104	△3				6,101	
トータルコスト	15,637千円(前年度15,759千円) [正職員1.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払など							
工程表の政策目標(指標)	差別意識の解消 ・部落解放月間における集中的な啓発活動の実施							
事業内容の説明								
同和問題解決のために関係団体が行う啓発及び研修等の活動に対する助成、その他連絡調整に要する経費								
(単位:千円)								
区分		補助金等の額	補助率					
補助金・負担金	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	4,000	県 1/2					
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600	県 1/2					
	全国隣保館連絡協議会負担金	562	定額					
	鳥取県同和対策協議会補助金	126	定額					
その他	同和対策推進協議会開催、その他の連絡調整等	813	—					
合計		6,101						

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館(内線:8164)

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親しまれる公文書館推進事業	1,558	1,705	△147				1,558	
トータルコスト	12,680千円(前年度 12,165千円) [正職員:1.4人、非常勤職員:0.4人]							
主な業務内容	企画展示や常設展示、講演会、講座を利用した公文書館の普及啓発・利用促進							
工程表の政策目標(指標)	公文書館の利用者数の増(平成26年度時点で平成20年度人数の10%増加 39,140人)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 公文書等に触れる機会の少ない県民に対して、公文書等の持つ情報にふれる機会等を増やすことで、館の役割や資料保存に対する県民の理解を深め、より一層の利用拡大を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別展</p> <p>ア 目的 鳥取大震災発生から70年が経過するのに合わせて開催する企画展で、当館が収蔵する写真、公文書綴りを元に展示を行う。</p> <p>イ 題名 特別展「鳥取大震災」(仮称)</p> <p>ウ 時期 平成25年8月～9月(会期は30日程度)</p> <p>(2) 小企画展</p> <p>ア 目的 常設展「鳥取県のあゆみ」を一部入れ替える展示</p> <p>イ 題名 未定</p> <p>ウ 時期 随時、年2回程度</p> <p>(3) 公文書館巡回講座(第6回)</p> <p>ア 目的 地域の中により積極的に出ることにより、生涯学習に寄与し、当館の活動への理解の促進を図る。</p> <p>イ 内容 当館職員及び外部講師で米子市の明治以降の歴史にかかわるテーマで実施。</p> <p>ウ 時期 平成25年9月12日(木)、13日(金)(講師2名×2日間)</p> <p>エ 会場 米子市立図書館</p> <p>(4) こちら「夏休み自由研究」協力隊(第6回)</p> <p>ア 目的 小学生・中学生を対象に、夏休みの自由研究のテーマ設定や資料提供、指導を行うことで、公文書館の利用層を広げる。</p> <p>イ 内容 2日間連続で開催。参加者は模造紙に研究成果をまとめる。</p> <p>ウ 期間 平成25年7月27日(土)～28日(日)を予定</p> <p>(5) 記録資料を読む会(第3回)</p> <p>ア 内容 当館が所蔵する公文書等をテキストにして、講義と受講者とのフリートーキングを交えた形式で、準備したテキストを読み込んでいく。</p> <p>イ 開催時期 11月頃</p> <p>ウ 場所 当館会議室(講師2名)</p> <p>(6) 小・中・高等学校の「総合的な学習の時間」との連携事業</p> <p>ア 目的 体験学習や地域との連携を重視する「総合的な学習の時間」をより有効に活用してもらうため、当館職員が小・中・高等学校に出向き、各校の歴史や当該地域出身の偉人、県政のあゆみ等の出張講座を行う。</p> <p>イ 内容、開催時期 依頼校と調整</p> <p>(7) 『鳥取県立公文書館研究紀要』(第8号)</p> <p>ア 目的 資料保存・整理論や鳥取県成立以後の歴史に関する基礎研究に係る研究論文集</p> <p>イ 内容 公文書館巡回講座の講義内容及び公文書利用促進に関する論文等で構成する。100頁程度、刊行部数500冊、価格500円</p> <p>(8) 施設見学</p> <p>ア 目的 学校、公民館、老人会等の団体見学者を募集して、公文書等の保存状況や常設展示の説明、館の利用方法等を説明する。</p> <p>イ 開催時期 随時</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <譲入>	一般財源	
歴史資料保存事業	4,936	4,923	13			11	4,925	
トータルコスト	6,525千円(前年度 6,532千円) [正職員: 0.2人、非常勤職員: 0.8人]							
主な業務内容	図面等補修委託事務、写真等のデジタル化、資料整理							
工程表の政策目標(指標)	損傷図面等の裏打ち補修、写真・マイクロフィルムのデジタル化及び複製化の実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
公文書館が所蔵する貴重資料を後世に伝えるため、緊急を要するものから、修復・電子化等の作業を行う。専門員（非常勤）を配置して、個々の資料に応じた保存対策と資料整理を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 簿冊（公文書綴り）を中心とする紙資料の修復								
ア 専門の業者と専門員（非常勤）を主査とする館内職員で修復等を行う。専門業者による修復は、対象資料の価値や形状、劣化状況に合わせて委託補修を行う。								
(2) 写真資料関係								
ア 写真フィルムは、デジタル化と印画紙焼付けを専門業者に委託する。								
イ 写真アルバムは、本体の修復、複製本化、写真のデジタル化を専門業者に委託する。								
ウ デジタル化等の終了したものは、専門員（非常勤）が順次整理と目録化を行う。								
(3) 複製本の作成								
ア マイクロフィルム等から焼付けした紙資料等を業者委託して複製本を作成する。								
(4) 書庫及び収蔵資料の管理								
ア 書庫の環境についてIPM（総合的有害生物管理）の手法により管理するとともに、温度・湿度の管理を徹底する。								
（IPMとは、従来のくん蒸剤による書庫及び資料管理に替えて、清掃による虫やカビの回避や、侵入ルートの遮断等予防に重きを置く方法）								
イ 収蔵資料の劣化状況について点検を行い、必要な処理を施すために長期的方針を立てる。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書収集利用促進費	8,098	8,104	△6			<歳入> 142	7,956	
トータルコスト	23,986千円(前年度25,001千円) [正職員:2.0人、非常勤職員等:1.6人]							
主な業務内容	公文書等の引継・収集、保存、利用の促進							
工程表の政策目標(指標)	知事部局、各行政委員会等からの公文書の適正な引継ぎと書庫管理の徹底 行政刊行物の収集、整理、保存の実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 鳥取県公文書等の管理に関する条例の規定に基づき知事部局等行政機関等からの歴史公文書等の引継ぎ、整理・保存を行い、利用者への迅速な提供を行う。</p> <p>(2) 県・市町村が発行する行政・統計刊行物の収集・保存・利用提供を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 引継ぎ・収集</p> <p>ア 歴史公文書等の評価選別・引継 知事部局や行政委員会、県議会の歴史公文書を引継ぐとともに個人等からの寄贈・寄託を受ける。</p> <p>イ 行政資料・統計資料の収集 県・市町村の行政刊行物、統計資料を収集・保管する。</p> <p>ウ その他県関係資料の収集 国・県内市町村・類縁機関が所蔵する県関係資料を調査・収集する。</p> <p>(2) 整理・保存</p> <p>ア 排架 迅速な簿冊出納ができるよう公文書等を整理・排架する。</p> <p>イ 資料目録の作成 引継ぎ、寄贈を受けた資料の目録を作成する。目録登載事項と現物資料との照合を適宜行う。</p> <p>(3) 利用</p> <p>ア 資料検索システムの整備 所蔵簿冊目録のデータを庁内LAN及びホームページに掲載し、利用者に提供する。</p> <p>イ 市町村等の公文書管理への協力 効果的な公文書の選別・評価・保存について、県内市町村の担当者と意見交換をする市町村公文書等管理連絡協議会を開催する。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新鳥取県史編さん事業	40,328	31,081	9,247			<財産収入> 1,394 <歳入> 48	38,886	
トータルコスト	89,581千円(前年度80,966千円) [正職員：6.2人、非常勤職員：5.0人]							
主な業務内容	歴史・民俗資料の調査研究、史料解説、県史編さん委員会・専門部会の開催、資料集・県史ブックレットの執筆・編集・刊行、等							
工程表の政策目標(指標)	県史資料編の刊行（全20巻のうち、25年度末までに5巻刊行予定） 県史ブックレットの刊行（全27冊のうち、25年度末までに15冊刊行予定）							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
(1) 目的								
鳥取県が歩んできた歴史を明らかにし、郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、貴重な歴史的資料を県民共有の財産として後世に伝え、さらには歴史に関わる人材を育成することにより地域文化に活力を与える。								
(2) 概要								
旧「鳥取県史」（昭和38～56年度編さん・刊行）後の発見や研究の進展のあった事項及び旧県史で十分取り上げられなかった事項の調査研究等								
2 主な事業内容								
(1) 県史編さん委員会及び各専門部会の開催（1,208千円）								
(2) 資料調査と報告書・資料編の刊行等（33,435千円）								
専門部会	主な調査内容							
考古部会	出土遺物再整理、古墳測量調査等							
古代中世部会	県関係史料の抽出・校訂、県外中世文書調査、資料編刊行等							
近世部会	主要文書現地調査、史料解説（家老日記等）、史料翻刻文の校訂等							
近代部会	主要資料調査、史料翻刻文校訂等							
現代部会	主要資料調査、聞き取り調査等							
民俗部会	地域民俗調査、民具調査、テーマ別（倉吉千刃等）調査等							
(3) ブックレットの刊行（696千円）								
鳥取県の歴史等に関する小冊子の編集・刊行（近世、現代、民俗）								
3 予算増の主な要因								
・資料編（古代中世・1巻）の印刷製本費（4,277千円）								
・非常勤職員（新規採用・1名）の人件費（2,459千円）								
・史料翻刻文の校訂作業（中世・近世）にかかる報償費（2,439千円）								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

公文書館（内線：8164）

14目 公文書館費 <地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公文書館運営費	13,443	13,460	△17			<譲入> 21	13,422	
トータルコスト	23,770千円(前年度 23,920千円)			[正職員：1.3人、非常勤職員：2.1人]				
主な業務内容	公文書館の管理、公文書館の受付・案内業務、公文書等の閲覧相談、閲覧室・書庫等施設管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 公文書館の管理運営に要する経費</p> <p>2 主な事業内容 ○公文書館の管理 ○閲覧室・書庫等施設管理 ○公文書館の総合受付・案内業務及び公文書等に関するレファレンス（一般的分野）</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

中部総合事務所県民局（電話：0858-23-3953）→

1 項 総務管理費

事業実施：中部総合事務所地域振興局

15 目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
中部総合事務所 運営費	34,712	34,477	235			50	34,662	
トータルコスト	130,040千円 (前年度131,029千円) [正職員：12.0人、非常勤職員：4.5人]							
主な業務内容	所内外の連絡調整、各局庶務・会計事務、広報等							
工程表の政策目標(指標)	中部総合事務所の企画調整機能の充実・強化を図り、良質な住民サービスを提供する。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>総合事務所内の機能強化を図り、地域のニーズに対応した効率的・効果的な事務所運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内市町との連絡調整、総合事務所各局との運営調整 総合事務所各局の庶務会計業務・県民の声の受付、情報公開窓口対応 危機管理、防災体制の整備・管内市町の産業、観光振興支援 県政における各種施策や地域活動の情報提供・所内職員研修、庁風づくり運動 								
中部総合事務所庁舎 管理費	23,883	21,802	2,081			(使用料) 2,283 (諸収入) 9	21,591	
トータルコスト	31,827千円 (前年度 29,848千円) [正職員：1.0人、非常勤職員：1.5人]							
主な業務内容	庁舎管理、庁舎小規模修繕、庁舎使用関係許認可等							
工程表の政策目標(指標)	来庁者に利用しやすく安全で適切な庁舎整備を行う。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の概要</p> <p>中部総合事務所の庁舎管理等の業務を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎清掃、常駐警備、環境衛生管理、冷暖房機器保守点検等の業務委託 庁舎の保守点検及び小規模修繕業務、冷暖房機器の運転及び監視業務等 庁舎敷地内の除雪業務委託、ハートフル駐車場、急速充電器の管理等 <p>3 増額の要因</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理に係る委託契約の複数年契約の発注年度のため前年度(落札額)に比べ増加 庁舎警備(1,573千円の増)等 								
(廃止) 中部総合事務所改修 工事費	0	19,424	△19,424					
トータルコスト	0千円 (前年度 19,424千円)							
<p>説 明</p> <p>平成24年度で事業が終了するため。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

5 款 労働費

中部総合事務所県民局（電話：0858-23-3953）→

1 項 労政費

事業実施：中部総合事務所地域振興局

1 目 労政総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被災者支援事業	(1,921)	(0)	(1,921)			(1,921)		
事業内容の説明				※緊急雇用創出事業で一括計上				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し臨時的な雇用機会の創出を図るため、平成24年度11月補正において債務負担行為を設定した震災等緊急雇用対応事業を活用し、平成24年度から継続して、東日本大震災により本県に避難されている被災者の方を県の非常勤職員として直接雇用するもの。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（雇用期間） 平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>（雇用人数） 1人</p> <p>（所掌業務） ア. 情報発信に関すること 中部総合事務所ホームページの修正、更新等 イ. 防災業務の事務補助に関すること 防災関係書類（マニュアル等）の整理等 ウ. その他地域振興局内事務補助に関すること</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

中部総合事務所県民局（電話：0858-23-3952）→

1項 総務管理費

事業実施：中部総合事務所地域振興局

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 総合事務所等地域課題解決事業	5,000	0	5,000				5,000	
トータルコスト	5,000千円（前年度0千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	地域の重点課題や緊急的な課題等に対応するための事業の実施							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の重点課題や緊急的な課題等に対応するため、総合事務所長及び日野振興センター所長の裁量により活用できる枠予算を設定し、県直営実施のほか、市町村、地域住民、活動団体などの活動支援に取り組む。</p> <p>(予算額)</p> <p>中部総合事務所： 5百万円</p> <p>西部総合事務所：10百万円</p> <p>(日野振興センター含む)</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 重点課題の設定</p> <p>地域実情、将来的な方向性などを勘案し、必要に応じて域内市町村、関係団体等の意見も聴きながら、地域の重点課題を総合事務所長等が設定する。</p> <p>(2) 活用・助成対象事業</p> <p>当該重点課題の解決に資するとともに、即応性・緊急性を要すると総合事務所長等が認める事業に活用・助成する。</p> <p>なお、執行状況は、総合事務所長が県議会に報告する。</p> <p><枠予算の使途として想定している事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所等が自ら取り組む事業費（直営） ・NPO法人、個人が取り組む事業への助成（補助） ・市町村等が取り組む事業への助成（補助） <p style="text-align: right;">など</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年度から、県民ニーズに対応した重要課題や新たな課題への的確な対応を行うため、総合事務所体制を見直し、行政資源（予算と人員）の再配分を行うよう検討を進めている。</p> <p>また、本庁から地方機関への権限移譲についても積極的に進めている。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9655）→

1項 総務管理費

事業実施：西部総合事務所地域振興局

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
西部総合事務所費	64,102	59,319	4,783			<燃料> 2,399 (借入) 78	61,625	
トータルコスト	190,412千円(前年度187,250千円) [正職員：15.9人、非常勤職員：6.0人]							
主な業務内容	西部総合事務所の管理運営、庁舎維持管理							
工程表の政策目標(指標)	住民の満足度の向上、執務環境の改善							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部地域における県政の総合窓口としての機能を強化するため、庁舎及び執務環境の整備、組織体制の強化等を行い、県民満足の高い地域に密着した総合事務所運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 庁舎管理費(29,683千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎維持管理委託料、庁舎管理非常勤職員人件費 (新) 構内除雪(924千円) (増額) 庁舎管理に係る委託契約の発注年度のため前年度(落札額)に比べ増加 庁舎警備(前年度1,955千円増) 冷暖房監視・制御保守点検(前年度630千円増) <p>(2) 事務所運営費(33,530千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所運営事務費、受付・秘書・庶務会計非常勤職員人件費 <p>(3) (新) 備品購入費(726千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講堂にある放送設備のアンプ及び耐用年数を経過したAEDの交換 <p>(4) (新) 下水道事業受益者負担金(163千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元博労町宿舍敷地職員駐車場の下水道への公共弁設置に係る受益者負担金 								
(新) 西部総合事務所本館 屋上熱交換塗装事業	3,498	0	3,498				3,498	
トータルコスト	4,292千円(前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	発注及び工事管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部総合事務所本館屋上に熱交換塗料の塗装を行うことにより夏季の冷房効率の向上を図る。</p> <p>2 改修内容</p> <p>本館屋上に熱交換塗料を塗装する。</p> <p>工事対象部分 約772㎡</p>								
(廃止) 西部総合事務所新館 屋上防水シート改修 事業	0	8,123	△8,123					
トータルコスト	0千円(前年度8,928千円)							
説 明								
平成24年度で工事が終了するため。								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

西部総合事務所県民局（電話：0859-31-9632）→

1項 総務管理費

事業実施：西部総合事務所地域振興局

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 総合事務所等地域課題解決事業	10,000	0	10,000				10,000	
トータルコスト	10,000千円(前年度0千円) [正職員：0.0人]							
主な業務内容	地域の重点課題や緊急的な課題等に対応するための事業の実施							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域の重点課題や緊急的な課題等に対応するため、各総合事務所長及び日野振興センター所長の裁量により活用できる枠予算を設定し、県直営実施のほか、市町村、地域住民、活動団体などの活動支援に取り組む。</p> <p>(予算額)</p> <p>中部総合事務所：5百万円 西部総合事務所：10百万円 (日野振興センター含む)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 重点課題の設定</p> <p>地域実情、将来的な方向性などを勘案し、必要に応じて域内市町村、関係団体等の意見も聴きながら、地域の重点課題を総合事務所長等が設定する。</p> <p>(2) 活用・助成対象事業</p> <p>当該重点課題の解決に資するとともに、即応性・緊急性を要すると総合事務所長等が認める事業に活用・助成する。</p> <p>なお、執行状況は、総合事務所長が県議会に報告する。</p> <p><枠予算の使途として想定している事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所等が自ら取り組む事業費(直営) ・NPO法人、個人が取り組む事業への助成(補助) ・市町村等が取り組む事業への助成(補助) など <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年度から、県民ニーズに対応した重要課題や新たな課題への的確な対応を行うため、総合事務所体制を見直し、行政資源(予算と人員)の再配分を行うよう検討を進めている。</p> <p>また、本庁から地方機関への権限移譲についても積極的に進めている。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

日野総合事務所県民局（電話：0859-72-2086）→

1項 総務管理費

事業実施：西部総合事務所日野振興センター日野振興局

15目 総合事務所費 <地方機関計上予算>

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
西部総合事務所費 (日野振興センター 管理運営費)	12,725	12,513	212			〈諸収入〉 42	12,683	
トータルコスト	104,152千円(前年度105,042千円) [正職員:11.5人、非常勤職員:3.0人]							
主な業務内容	西部総合事務所(日野振興センター)の管理・運営							
工程表の政策目標(指標)	便利で効率的な行政サービスの向上 職員の資質向上のための取組							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>日野地域における県政の総合窓口としての機能を強化するため、組織体制の強化等を行い、県民満足の高い地域に密着した総合事務所運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事務所運営費(12,510千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所運営事務費、受付・秘書・庶務会計非常勤職員人件費 <p>(2) 備品購入費(215千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を経過したAEDの交換 <p>※(旧：日野総合事務所運営費)</p>								
西部総合事務所費 (日野振興センター 庁舎管理費)	29,317	30,675	△1,358			〈使用料〉 378 〈諸収入〉 18	28,921	
トータルコスト	33,289千円(前年度34,698千円) [正職員:0.5人、非常勤職員:2.0人]							
主な業務内容	鳥取県日野振興センターの庁舎維持管理							
工程表の政策目標(指標)	適切な庁舎管理等							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県日野振興センターの庁舎管理を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>庁舎の維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎維持管理委託料、庁舎管理非常勤職員人件費 <p>※(旧：日野総合事務所庁舎管理費)</p>								
(廃止) 日野総合事務所 庁舎セキュリティ強化事業	0	1,857	△1,857					
トータルコスト	0千円(前年度1,857千円)							
説明								
庁舎セキュリティ強化事業の完了により廃止								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

東部総合事務所県民局（電話：0857-20-3548）→

4項 市町村振興費

事業実施：地域振興部東部振興課

1目 自治振興費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
東部振興課 管理運営費	(12,044)	(11,992)	(52)			(34)	(12,010)	
トータルコスト	78,773千円 (前年度 87,624千円) [正職員：8.4人、非常勤職員：4.0人]							
主な業務内容	東部管内の災害発生時等危機管理対応、中山間地域振興施策の推進、NPO法人等 地域活動団体等の支援、農商工連携の推進							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 東部地域における総合的な行政サービスの提供及び現場に密着した地域課題の解決等 総合的な県政を推進するために必要な経費</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内災害発生時の危機管理対応及び市町等との連絡調整、東部庁舎各事務所との運営調整 NPO法人の設立認証、活動支援 中山間地域振興施策の推進 農商工連携の推進 								
(単位：千円)								
主 な 内 容							予 算 額	
非常勤職員の人件費							8,544	
職員旅費、課運営に係る消耗品等の購入経費							3,500	

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

4項 市町村振興費

1目 自治振興費

八頭総合事務所県民局（電話：0858-72-3811）→

→事業実施：地域振興部東部振興課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源						
東部振興課 管理運営費	(8,745)	(11,171)	(△2,426)			(41)	(8,704)						
トータルコスト	80,241千円（前年度 77,953千円） [正職員：9.0人、非常勤職員：2.0人]												
主な業務内容	管内の災害発生時の危機管理対応、中山間地域振興の推進、NPO法人等地域活動団体等の活動支援												
工程表の政策目標（指標）	—												
事業内容の説明													
<p>1 事業の目的・概要 東部地域における総合的な行政サービスの提供及び現場に密着した地域課題の解決等総合的な県政を推進するために必要な経費</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の危機管理対応、及び関係機関との連絡調整 ・NPO法人の設立認証、活動支援 ・中山間地域振興の推進等 													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主 な 内 容</th> <th style="text-align: center;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤職員の人件費</td> <td style="text-align: right;">4,918</td> </tr> <tr> <td>職員旅費、課運営に係る消耗品の購入経費等</td> <td style="text-align: right;">3,827</td> </tr> </tbody> </table>							主 な 内 容	予算額	非常勤職員の人件費	4,918	職員旅費、課運営に係る消耗品の購入経費等	3,827	
主 な 内 容	予算額												
非常勤職員の人件費	4,918												
職員旅費、課運営に係る消耗品の購入経費等	3,827												

平成25年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

八頭総合事務所県民局（電話：0858-72-3811）→

1項 土木管理費

事業実施：県土整備部県土総務課

1目 土木総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
八頭庁舎管理費	(19,969)	(15,647)	(4,322)			〈使用料〉 (5,085) 〈諸収入〉 (82)	(14,802)	
トータルコスト	30,296千円（前年度26,911千円） [正職員：1.3人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	八頭庁舎の庁舎管理運営							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 八頭庁舎の庁舎管理に要する経費。</p> <p>2 事業内容</p>								
								(単位：千円)
主 な 内 容							予 算 額	
清掃、警備、消防用設備保守等庁舎管理に係る委託費							14,433	
安全運転管理者協議会費							32	
小修繕の実施、庁舎管理消耗品等の購入に要する経費							3,703	
非常勤職員の人件費							1,801	
(新) 八頭庁舎 耐震補強整備事業	(5,858)	(0)	(5,858)	(1,952)			(3,906)	
トータルコスト	5,858千円（前年度0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	連絡調整、庁舎整備							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 大規模地震発生後において、地域の防災拠点として機能するよう、八頭庁舎本館の耐震化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震補強計画作成業務委託（H25） ・実施設計（H26） ・耐震工事（H27） 								

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款 項 目	2 款 総 務 費								
		うち総務部								
		1 項 総 務 管 理 費								
		1 目 一般管理費	2 目 人事管理費	4 目 文 書 費	5 目 財政管理費	7 目 財産管理費	9 目 県外事務所費			
1	報 酬	497,437	195,765	158,585	20,141	50,079	2,126	1,557	10,749	18,366
2	給 料	2,887,560	1,751,073	1,386,654	1,386,654					
3	職員手当等	4,351,497	3,766,154	3,581,809	1,673,354	1,908,455				
4	共 済 費	1,126,780	672,184	532,628	507,748	11,140	333	244	1,665	2,892
5	災害補償費	500	500	500		500				
6	恩給及び退職年金	28,690	28,690	28,690						
7	貸 金	33,195	27,343	26,599		25,766	554			157
8	報 償 費	208,454	165,472	40,250	207	11,434			17,518	3,474
9	旅 費	227,083	111,153	105,590	44,185	32,627	573	1,000	5,104	10,779
	費用弁償	18,018	3,313	3,120	361	319			20	1,596
	普通旅費	160,442	95,942	90,708	43,821	27,719	573	1,000	5,079	7,281
	特別旅費	48,623	11,898	11,762	3	4,589			5	1,902
10	交 際 費	3,750	3,650	3,650	2,750					900
11	需 用 費	603,843	323,770	303,022	81,448	13,064	3,429	6,017	141,231	12,534
12	役 務 費	546,355	168,239	135,979	16,810	38,816	3,343	2,000	33,974	15,672
13	委 託 料	3,424,816	869,804	707,929	13,731	127,558	9,260	1,579	384,790	99,687
14	使用料及び賃借料	583,393	138,654	127,803	21,183	11,313	5,603	1,500	35,967	35,863
15	工事請負費	608,683	219,875	219,875					216,377	
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	316,510	12,134	11,819	2,438	2,741	786	100	3,869	176
19	負担金、補助及び交付金	7,679,010	1,038,049	148,481	4,032	54,004	101	1,385	43,607	29,678
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	150,000								
22	補償、補填及び賠償金	2,000	2,000	2,000						
23	償還金、利子及び割引料	189,300	30,000	30,000						
24	投資及び出資金	3,000								
25	積 立 金	225,428	148,568	148,568						
26	寄 付 金									
27	公 課 費	297								
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	23,697,581	9,673,077	7,700,431	3,774,681	2,287,497	26,108	15,382	894,851	230,178
財 源 内 訳	国庫支出金	2,118,794	184	184				184		
	地方債	323,000	18,000	18,000					18,000	
	その他	1,437,511	394,963	371,741	34,033	57,332	11	212	120,688	4,014
	一般財源	19,818,276	9,259,930	7,310,506	3,740,648	2,230,165	26,097	14,966	756,163	226,164

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費						3項 徴税費		
	10目 恩給及び退職 年金費	11目 財政調整基金費	12目 諸 費	13目 減債基金費	14目 公文書館費	15目 総合事務所費		1目 税務総務費	2目 賦課徴収費
1 報 酬			644		21,514	33,409	37,180	5,859	31,321
2 給 料							364,419	364,419	
3 職員手当等							184,345	184,345	
4 共 済 費					3,372	5,234	139,556	134,587	4,969
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金	28,690								
7 貸 金					122		744		744
8 報 償 費			81		7,536		125,222	36	125,186
9 旅 費			477		7,465	3,380	5,563	2,024	3,539
費用弁償			147		627	50	193	18	175
普通旅費			280		1,625	3,330	5,234	1,910	3,324
特別旅費			50		5,213		136	96	40
10 交 際 費									
11 需 用 費	45		236		11,074	33,944	20,748	14,617	6,131
12 役 務 費			8,597		2,481	14,286	32,260	4,430	27,830
13 委 託 料	167				11,679	59,478	161,875	58,307	103,568
14 使用料及び賃借料			259		2,572	13,543	10,851	4,252	6,599
15 工 事 請 負 費						3,498			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費					508	1,201	315	315	
19 負担金、補助及び交付金			370		40	15,264	889,568	9,234	880,334
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金			2,000						
23 償還金、利子及び割引料			30,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金		11,970		136,598					
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	28,902	11,970	42,664	136,598	68,363	183,237	1,972,646	782,425	1,190,221
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他		11,970	10	136,598	1,616	5,257	23,222	21,974
一 般 財 源	28,902		42,664		66,747	177,980	1,949,424	760,451	1,188,973

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

款 項 目 節	3款 民生費				4款 衛生費			
		うち総務部				うち総務部		
			1項 社会福祉費				2項 環境衛生費	
				1目 社会福祉総務費				4目 環境保全費
1 報 酬	373,796	10,890	10,890	10,890	146,065			
2 給 料	1,553,382	40,491	40,491	40,491	1,439,271			
3 職員手当等	874,563	20,405	20,405	20,405	787,376			
4 共 済 費	602,382	16,431	16,431	16,431	548,294			
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸 金	1,371				7,130			
8 報 償 費	71,466	7,909	7,909	7,909	64,109			
9 旅 費	67,678	5,881	5,881	5,881	73,724	154	154	154
費用弁償	8,501	416	416	416	3,299			
普通旅費	35,681	1,552	1,552	1,552	37,202	154	154	154
特別旅費	23,496	3,913	3,913	3,913	33,223			
10 交 際 費								
11 需 用 費	195,265	4,066	4,066	4,066	261,853	330	330	330
12 役 務 費	94,876	4,359	4,359	4,359	75,085	202	202	202
13 委 託 料	2,685,582	42,511	42,511	42,511	1,038,347	351	351	351
14 使用料及び賃借料	74,655	2,453	2,453	2,453	80,774	70	70	70
15 工 事 請 負 費	342,802				35,979			
16 原 材 料 費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費	32,330				185,382			
19 負担金、補助及び交付金	33,704,828	334,676	334,676	334,676	6,709,953			
20 扶 助 費	1,743,999				1,222,873			
21 賞 付 金	38,278				1,000,352			
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積 立 金	317,677				19,785			
26 寄 付 金	1,250				30,500			
27 公 課 費	76				50			
28 繰 出 金	2,192							
予 備 費								
計	42,778,448	490,072	490,072	490,072	13,726,902	1,107	1,107	1,107
財 源								
内 国庫支出金	3,151,058	235,165	235,165	235,165	1,701,349			
地方債	315,000				12,000			
その他	4,377,084	49	49	49	3,373,965			
一 般 財 源	34,935,306	254,858	254,858	254,858	8,639,588	1,107	1,107	1,107

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節 款 項 目	6款 農林水産業費				7款 商工費			
		うち総務部				うち総務部		
			1項 農業費				1項 商業費	
				1目 農業総務費				2目 商業振興費
1 報酬	358,879	2,702	2,702	2,702	68,380	2,525	2,525	2,525
2 給料	2,488,356				404,910			
3 職員手当等	1,260,303				204,050			
4 共済費	955,875				192,154	395	395	395
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 貸金	733							
8 報償費	41,927				568,571	51	51	51
9 旅費	102,275	2,060	2,060	2,060	90,844	680	680	680
費用弁償	3,549	210	210	210	10,977	200	200	200
普通旅費	86,758	1,850	1,850	1,850	47,803	300	300	300
特別旅費	11,968				32,064	180	180	180
10 交際費								
11 需用費	529,314	110	110	110	64,057	2,102	2,102	2,102
12 役務費	129,479	600	600	600	43,413	400	400	400
13 委託料	1,362,384				666,190	22,027	22,027	22,027
14 使用料及び賃借料	196,160	300	300	300	124,415	40,050	40,050	40,050
15 工事請負費	3,156,098				10,000			
16 原材料費	2,031							
17 公有財産購入費	12,300							
18 備品購入費	100,412				2,752			
19 負担金、補助及び交付金	14,836,867				8,246,691			
20 扶助費								
21 貸付金	806,298				1,407,656			
22 補償、補填及び賠償金	57,410							
23 償還金、利子及び割引料	149,611							
24 投資及び出資金	10				2,500			
25 積立金	179,860							
26 寄付金								
27 公課費	337							
28 繰出金	283,840				21,948			
予備費								
計	27,010,759	5,772	5,772	5,772	12,118,531	68,230	68,230	68,230
財源								
内 国庫支出金	4,717,099				71,804			
内 地方債	1,517,000				30,000			
内 その他	6,958,946				1,701,660	20,014	20,014	20,014
訳 一般財源	13,817,714	5,772	5,772	5,772	10,315,067	48,216	48,216	48,216

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	12款 公債費					13款 諸支出金			
	うち総務部					うち総務部			
	1項 公債費					2項 地方消費税清算金			
	1目 利子		2目 公債管理特別会計繰出金			1目 地方消費税清算金			
1 報酬									
2 給料									
3 職員手当等									
4 共済費									
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費									
9 旅費									
費用弁償									
普通旅費									
特別旅費									
10 交際費									
11 需用費									
12 役務費									
13 委託料									
14 使用料及び賃借料									
15 工事請負費									
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費									
19 負担金、補助及び交付金						6,665,628	6,665,628		
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	105,231	105,231	105,231	105,231		5,501,965	5,501,965	4,911,147	4,911,147
24 投資及び出資金						219,714			
25 積立金									
26 寄付金									
27 公課費									
28 繰出金	59,772,518	59,772,518	59,772,518		59,772,518				
予備費									
計	59,877,749	59,877,749	59,877,749	105,231	59,772,518	12,387,307	12,167,593	4,911,147	4,911,147
財源									
国庫支出金									
地方債									
その他	8,215,672	8,215,672	8,215,672		8,215,672	122,000	122,000		
一般財源	51,662,077	51,662,077	51,662,077	105,231	51,556,846	12,265,307	12,045,593	4,911,147	4,911,147

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	13款 諸支出金							
	うち総務部							
	3項 利子割交付金		4項 配当割交付金		5項 株式等譲渡所得割交付金		6項 地方消費税交付金	
	1目 利子割交付金		1目 配当割交付金		1目 株式等譲渡所得割交付金		1目 地方消費税交付金	
1 報 酬								
2 給 料								
3 職員手当等								
4 共 済 費								
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃 金								
8 報 償 費								
9 旅 費								
費用弁償								
普通旅費								
特別旅費								
10 交 際 費								
11 需 用 費								
12 役 務 費								
13 委 託 料								
14 使用料及び賃借料								
15 工 事 請 負 費								
16 原 材 料 費								
17 公有財産購入費								
18 備品購入費								
19 負担金、補助及び交付金	165,334	165,334	89,187	89,187	20,581	20,581	5,774,449	5,774,449
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積 立 金								
26 寄 付 金								
27 公 課 費								
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	165,334	165,334	89,187	89,187	20,581	20,581	5,774,449	5,774,449
財 国 庫 支 出 金								
源 地 方 債								
内 そ の 他								
取 一 般 財 源	165,334	165,334	89,187	89,187	20,581	20,581	5,774,449	5,774,449

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位：千円)

款 項 目 節		13款 諸支出金							
		うち総務部							
		7項 ゴルフ場利用税交付金		8項 自動車取得税交付金		9項 利子割精算金		10項 県税還付金	
		1目 ゴルフ場利用 税交付金	1目 自動車取得税 交付金	1目 利子割精算金		1目 県税還付金			
1	報 酬								
2	給 料								
3	職員手当等								
4	共 済 費								
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金								
8	報 償 費								
9	旅 費								
	費用弁償								
	普通旅費								
	特別旅費								
10	交 際 費								
11	需 用 費								
12	役 務 費								
13	委 託 料								
14	使用料及び賃借料								
15	工事請負費								
16	原 材 料 費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費								
19	負担金、補助及び交付金	94,117	94,117	521,960	521,960				
20	扶 助 費								
21	貸 付 金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料					818	818	590,000	590,000
24	投資及び出資金								
25	積 立 金								
26	寄 付 金								
27	公 課 費								
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	94,117	94,117	521,960	521,960	818	818	590,000	590,000
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他							122,000	122,000
	一般財源	94,117	94,117	521,960	521,960	818	818	468,000	468,000

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (総務部)

(単位:千円)

節	款 項 目	14款 予 備 費			総務部合計
		うち総務部			
		1項 予 備 費			
		1目	予 備 費		
1	報 酬				211,882
2	給 料				1,791,564
3	職員手当等				3,786,559
4	共 済 費				689,010
5	災 害 補 償 費				500
6	恩給及び退職年金				28,690
7	貸 金				27,343
8	報 償 費				173,432
9	旅 費				119,928
	費用弁償				4,139
	普通旅費				99,798
	特別旅費				15,991
10	交 際 費				3,650
11	需 用 費				330,378
12	役 務 費				173,800
13	委 託 料				934,693
14	使用料及び賃借料				181,527
15	工 事 請 負 費				219,875
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備品購入費				12,134
19	負担金、補助及び交付金				8,038,353
20	扶 助 費				
21	貸 付 金				
22	補償、補填及び賠償金				2,000
23	償還金、利子及び割引料				5,637,196
24	投 資 及 び 出 資 金				
25	積 立 金				148,568
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				59,772,518
	予 備 費	150,000	150,000	150,000	150,000
	計	150,000	150,000	150,000	82,433,600
財源内訳	国庫支出金				235,349
	地方債				18,000
	その他				8,752,698
	一般財源	150,000	150,000	150,000	73,427,553

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報酬	非常勤職員 10人
	鳥取県内水面利用調整委員会委員 5人
	鳥取県公共事業評価委員会委員 10人
給料	特別職 2人
	一般職員 330人
	定数外職員 40人
負担金、補助及び交付金	地方公営企業繰出金 4,032
2目 人事管理費	
報酬	職員人材開発センター運営審議会委員 9人
	非常勤職員 28人
	産業医 4人
	健康相談員 4人
	ハラスメント外部相談員 1人
	公務災害補償等認定委員会委員 4人
	公務災害補償等審査会委員 3人
負担金、補助及び交付金	公務人材開発協会費 20
	PHP研究所会費 38
	公務員倫理指導者養成研修負担金 168
	OJT実践コース指導者養成研修会負担金 82
	研修管理セミナー負担金 134
	研修プランナー養成コース負担金 264
	自己啓発支援負担金 550
	研修評価セミナー 116
	大学院修学等支援負担金 580
	自治大学校派遣研修負担金 4,088
	自治法派遣職員負担金 20,746
	政策研究大学院大学派遣負担金 948
	NPOセンター派遣負担金 315
	中国吉林省東北師範大学負担金 444
	地方職員共済組合負担金 2,464
	中央労働災害防止協会賛助会員負担金 50
	職員健康増進事業負担金 21,278
県職員文化活動推進事業補助金 1,660	
毒蜂アレルギー抗体検査料 9	
山林業務従事者健康診断負担金 50	
4目 文書費	
報酬	非常勤職員 1人
負担金、補助及び交付金	文書事務研修負担金 101
5目 財政管理費	
報酬	非常勤職員 1人
負担金、補助及び交付金	地方財務協会負担金 279
	地方債協会負担金 720
	全国自治宝くじ事務協議会負担金 295
	西日本宝くじ事務協議会負担金 91

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
7目 財産管理費	
報 酬	財産評価審議会委員 6人
	非常勤職員 5人
負担金、補助 及び交付金	研修・講習会受講負担金 74
	電波利用料 2
	営繕積算システム運用負担金 1,991
	全国建設研修センター研修負担金 153
	長砂町職員宿舎公共下水道受益者負担金 300
	国有資産等所在市町村交付金 41,087
9目 県外事務所費	
報 酬	非常勤職員 6人
負担金、補助 及び交付金	首都圏商店街販路開拓推進事業補助金 123
	全国東京事務所長会負担金 30
	近畿ブロック東京事務所長会負担金 15
	各省担当者協議会負担金 37
	中国五県物産観光協議会年会費 20
	鳥取県・明治大学連携事業負担金 1,000
	コンテンツビジネス応援補助金 15,065
	'13食博覧会・大阪出展料 4,250
	'13食博覧会・大阪光熱水工事負担金 500
	第3ビル事務所管理負担金 2,891
	在阪道府県協議会負担金 100
	関西市場駐在協議会会費 15
	在阪中・四国県外事務所協議会負担金 30
	第3ビル修繕積立負担金 225
	中・四国観光展事業負担金 50
	関西系統農協畜産物販売連絡協議会負担金 30
	商工会議所(大阪、東大阪、京都、守口門真、姫路、神戸、尼崎)年会費 218
	関西本部多目的交流室管理負担金 3,363
	各展示会への出展負担金 295
	関西圏人材確保モデル事業負担金 485
	イベント出店負担金 525
	在名道府県連絡協議会負担金 200
	全国物産観光センター連絡協議会会費・負担金 151
名古屋商工会議所、名古屋産業人クラブ年会費 60	
11目 財政調整基金費	
積立金	財政調整基金積立金 11,970
12目 諸 費	
報 酬	鳥取県公益認定等審議会委員 5人
償還金、利子 及び割引料	国庫補助金等過年度精算返還金 30,000
13目 減債基金費	
積立金	減債基金積立金 136,598
14目 公文書館費	
報 酬	非常勤職員 10人
負担金、補助 及び交付金	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会負担金 40

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
15目 総合事務所費		
報 酬	非常勤職員	13人
	警備員	2人
	ボイラー技士	1人
	電気技師	1人
負担金、補助 及び交付金	総合事務所等地域課題解決事業補助金	15,000
	中部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	10
	西部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	91
	下水道受益者負担金	163
3項 徴 税 費		
1目 税務総務費		
報 酬	固定資産評価審議会委員	5人
	非常勤職員	3人
給 料	一般職員	99人
負担金、補助 及び交付金	全国地方税務協議会負担金	1,000
	租税教育推進協議会負担金	280
	資産評価システム研究センター負担金	700
	中国ブロック税務講習会負担金	45
	自治法派遣職員負担金	7,149
	東部県税事務所安全運転運行管理者協議会負担金	60
2目 賦課徴収費		
報 酬	非常勤職員	15人
負担金、補助 及び交付金	個人県民税徴収取扱費市町村交付金	843,432
	地方消費税徴収取扱費負担金	18,023
	保険年金に係る給付事務交付金	6,451
	納税貯蓄組合補助金	1,400
	たばこ販売組合補助金	180
	OSS都道府県税協議会負担金	1,481
	県石油商業組合補助金	440
	地方税電子化協議会負担金	8,927
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
1目 社会福祉総務費		
報 酬	人権相談員	3人
	人権尊重の社会づくり協議会委員	26人
	差別事象検討小委員会委員	7人
	非常勤職員	2人
給 料	一般職員	11人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県人権文化センター負担金	19,896
	鳥取県人権擁護委員連合会補助金	120
	研修参加負担金	350
	全国隣保館連絡協議会負担金	562
	鳥取県隣保館連絡協議会補助金	600
	鳥取県同和对策協議会補助金	126
	部落解放同盟鳥取県連合会補助金	4,000
	(公社)鳥取県人権文化センター調査研究事業(同和問題)補助金	2,672
	隣保館運営費等補助金	279,210
	隣保館施設整備等補助金	27,140

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
6款 農林水産業費	
1項 農業費	
1目 農業総務費	
報酬 非常勤職員	3人
7款 商工費	
1項 商業費	
2目 商業振興費	
報酬 非常勤職員	1人
12款 公債費	
1項 公債費	
1目 利子	
償還金、利子及び割引料 一時借入金利子	105,231
13款 諸支出金	
2項 地方消費税清算金	
1目 地方消費税清算金	
償還金、利子及び割引料 地方消費税清算金	4,911,147
3項 利子割交付金	
1目 利子割交付金	
負担金、補助及び交付金 市町村交付金	165,334
4項 配当割交付金	
1目 配当割交付金	
負担金、補助及び交付金 市町村交付金	89,187
5項 株式等譲渡所得割交付金	
1目 株式等譲渡所得割交付金	
負担金、補助及び交付金 市町村交付金	20,581
6項 地方消費税交付金	
1目 地方消費税交付金	
負担金、補助及び交付金 市町村交付金	5,774,449
7項 ゴルフ場利用税交付金	
1目 ゴルフ場利用税交付金	
負担金、補助及び交付金 市町村交付金	94,117
8項 自動車取得税交付金	
1目 自動車取得税交付金	
負担金、補助及び交付金 市町村交付金	521,960
9項 利子割精算金	
1目 利子割精算金	
償還金、利子及び割引料 利子割精算金	818
10項 県税還付金	
1目 県税還付金	
償還金、利子及び割引料 県税過納金等還付金	590,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額				左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源			
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円	千円	千円	千円
平成25年度 例規執務サポートシステム賃借料	10,272			平成26年度から 平成29年度まで	10,272							10,272
平成25年度 納税通知書等作成業務委託	3,002			平成26年度	3,002							3,002
平成25年度 ICカード発行機保守委託	1,029			平成26年度から 平成30年度まで	1,029							1,029
平成25年度 職員宿舎管理業務委託	4,809			平成26年度	4,809							4,809
平成25年度 健康管理システム通用保守委託	1,050			平成26年度から 平成30年度まで	1,050							1,050
平成25年度 鳥取県立人権ひろば21管理委託	51,835			平成26年度から 平成30年度まで	51,835							51,835

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源				
							国庫支出金	地方債	その他		
平成21年度 公有財産管理・利活用対策費	8,977	平成22年度から 平成24年度まで		平成25年度から 平成28年度まで	8,977					千円	8,977
平成23年度 地方税電子申告審査サービス業務委託	57,876	平成24年度	1,365	平成25年度から 平成28年度まで	8,505						8,505
平成23年度 知事公邸清掃業務委託	4,494	平成24年度	1,199	平成25年度から 平成26年度まで	2,397						2,397
平成23年度 県庁舎等植栽管理業務委託	11,403	平成24年度	11,130	平成25年度から 平成26年度まで	7,420						7,420
平成23年度 県有施設清掃業務委託	50,598	平成24年度	14,526	平成25年度から 平成26年度まで	29,052						29,052
平成23年度 県有施設工レベーター等保守点検業務委託	45,600	平成24年度	14,731	平成25年度から 平成26年度まで	29,461						29,461
平成23年度 関西本部清掃業務委託	663	平成24年度	221	平成25年度から 平成26年度まで	441						441
平成23年度 東部総合事務所冷温水発生機保守点検業務委託	3,498	平成24年度	882	平成25年度から 平成26年度まで	1,764						1,764
平成23年度 東部総合事務所ポンプ類保守点検業務委託	624	平成24年度	154	平成25年度から 平成26年度まで	308						308
平成23年度 東部総合事務所移動梯子設備等保守点検業務委託	630	平成24年度	189	平成25年度から 平成26年度まで	378						378
平成23年度 日野総合事務所清掃業務委託	17,007	平成24年度	5,040	平成25年度から 平成26年度まで	10,080						10,080
平成23年度 日野総合事務所機械整備業務委託	1,380	平成24年度	460	平成25年度から 平成26年度まで	920						920
平成23年度 日野総合事務所電気工作物保安業務委託	1,236	平成24年度	359	平成25年度から 平成26年度まで	717						717

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	一 般 財 源		
								その他 千円	一般財源 千円	
平成23年度 日野総合事務所空調機器保守点検業務委託	千円 5,760	平成24年度	1,785	平成25年度から 平成26年度まで	3,570				千円 3,570	
平成23年度 日野総合事務所消防設備保守点検業務委託	867	平成24年度	210	平成25年度から 平成26年度まで	420				420	
平成24年度 テレビ会議システム管理運営業務委託	6,735			平成25年度から 平成29年度まで	6,735				6,735	
平成24年度 県庁舎議場放送設備等保守点検業務委託	2,754			平成25年度から 平成26年度まで	2,754				2,754	
平成24年度 県庁本庁舎三階個別空調設備保全業務委託	1,695			平成25年度から 平成27年度まで	1,695				1,695	
平成24年度 県庁舎自家発電設備点検業務委託	4,287			平成25年度から 平成27年度まで	4,287				4,287	
平成24年度 県庁舎受変電設備点検業務委託	4,540			平成25年度から 平成27年度まで	4,540				4,540	
平成24年度 県庁舎消防設備保守点検業務委託	13,297			平成25年度から 平成27年度まで	13,297				13,297	
平成24年度 県庁舎冷温水発生機保守点検業務委託	11,044			平成25年度から 平成27年度まで	11,044				11,044	
平成24年度 県庁西町分行舎機械警備業務委託	315			平成25年度から 平成27年度まで	315				315	
平成24年度 県有施設消防設備保守点検業務委託	17,484			平成25年度から 平成27年度まで	17,484				17,484	
平成24年度 東部総合事務所警備業務委託	18,780			平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780	
平成24年度 東部総合事務所中央監視盤保守点検業務委託	19,980			平成25年度から 平成27年度まで	19,980				19,980	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	其 他	千 円
平成24年度 東部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	千円 6,426		千円	平成25年度から 平成27年度まで	千円 6,426	国庫支出金	千円	その他	千円
平成24年度 中部総合事務所警備業務委託	18,780			平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780
平成24年度 中部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	2,646			平成25年度から 平成27年度まで	2,646				2,646
平成24年度 中部総合事務所吸気式冷温水発生機保守点検業務委託	3,687			平成25年度から 平成27年度まで	3,687				3,687
平成24年度 中部総合事務所消防設備保守点検業務委託	678			平成25年度から 平成27年度まで	678				678
平成24年度 西部総合事務所工しべーター保守点検業務委託	2,268			平成25年度から 平成27年度まで	2,268				2,268
平成24年度 西部総合事務所警備業務委託	18,780			平成25年度から 平成27年度まで	18,780				18,780
平成24年度 西部総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	2,730			平成25年度から 平成27年度まで	2,730				2,730
平成24年度 西部総合事務所冷暖房監視・制御設備保守点検業務委託	5,670			平成25年度から 平成27年度まで	5,670				5,670
平成24年度 西部総合事務所消防設備保守点検業務委託	1,071			平成25年度から 平成27年度まで	1,071				1,071
平成24年度 日野総合事務所電話交換機等保守点検業務委託	1,323			平成25年度から 平成27年度まで	1,323				1,323
平成24年度 日野総合事務所建築物環境衛生管理業務委託	1,419			平成25年度から 平成27年度まで	1,419				1,419

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

八頭総合事務所県民局→事業実施：県土整備部県土総務課

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成23年度 八頭総合事務所電話交換設備等保守点検業務委託	2,361	平成24年度	693	平成25年度から 平成26年度まで	1,386					1,386
平成24年度 八頭総合事務所警備業務委託	18,780			平成25年度から 平成27年度まで	18,780					18,780
平成24年度 八頭総合事務所熱源機器保守点検業務委託	1,434			平成25年度から 平成27年度まで	1,434					1,434
平成24年度 八頭総合事務所非常用発電設備保守点検業務委託	799			平成25年度から 平成27年度まで	799					799

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1 普通債	656,002,858	665,062,328	44,191,000	48,483,148	660,770,180
(1) 土	279,747,182	275,226,521	12,250,000	25,505,293	261,971,228
(2) 農林水産	55,437,155	52,832,445	1,637,000	5,878,429	48,591,016
(3) 教育	15,114,792	14,843,512	1,861,000	1,168,195	15,536,317
(4) 公営住宅	2,061,392	1,903,707	167,000	144,470	1,926,237
(5) 民生	5,802,413	5,289,180	315,000	525,192	5,078,988
(6) 衛生	2,265,699	2,031,634	12,000	244,779	1,798,855
(7) 臨時財政対策債	264,079,337	281,990,222	27,313,000	12,734,529	296,568,693
(8) その他	31,494,888	30,945,107	636,000	2,282,261	29,298,846
2 災害復旧債	5,591,836	5,325,664	1,565,000	935,891	5,954,773
(1) 土	5,181,219	5,108,665	1,407,000	902,166	5,613,499
(2) 農林水産	187,859	160,565	158,000	31,939	286,626
(3) その他	222,758	56,434	0	1,786	54,648
合計	661,594,694	670,387,992	45,756,000	49,419,039	666,724,953

議案第2号

平成25年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計)								
総務課	208,570	216,299	△ 7,729				208,570	
政策法務課	108,436	104,730	3,706			31	108,405	
合計	317,006	321,029	△ 4,023			31	316,975	

平成24年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計歳出入算事項別明細書

歳 入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 事業収入			千円 (5,137,490)	千円 (5,079,143)	千円 (58,347)		千円	
			316,975	320,969	△ 3,994			
	3 集中管理 事業収入		(4,360,231) 316,975	(4,309,766) 320,969	(50,465) △ 3,994			
3 諸収入		1 集中管理 事業収入	(4,360,231) 316,975	(4,309,766) 320,969	(50,465) △ 3,994	1 集中管理 事業収入	316,975	
			(31)	(60)	(△ 29)			
			31	60	△ 29			
	1 雑 入		(31) 31	(60) 60	(△ 29) △ 29			
		1 雑 入	(31) 31	(60) 60	(△ 29) △ 29	1 雑 入	31	
	歳 入 合 計		(5,541,557) 317,006	(5,094,203) 321,029	(447,354) △ 4,023			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
						国庫支出金	諸収入	繰越金	事業収入	区分	金額	
1 事業費			千円 (5,137,521)	千円 (5,079,203)	千円 (58,318)	千円	千円 (31)	千円	千円 (5,137,490)		千円	
			317,006	321,029	△ 4,023		31		316,975			
	3 集中管理 事業費		(4,360,262)	(4,309,826)	(50,436)		(31)		(4,360,231)			
		1 集中管理 事業費	(4,360,262)	(4,309,826)	(50,436)		(31)		(4,360,231)			
			317,006	321,029	△ 4,023		31		316,975			
												報酬 6,508
												1 報 1,001
												4 共済費 243 普通旅費
												9 旅費 170,099
												11 需用費 100,615
												12 役務費 5,318
												13 委託料 33,222
												14 使用料及び 賃借料
			(5,541,557)	(5,094,203)	(447,354)		(31)	(404,036)	(5,137,490)			
		歳出合計	317,006	321,029	△ 4,023		31		316,975			

※上段()書は、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計の合計、下段は総務部の合計。

平成25年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

総務課(内線:7015)

1 目 集中管理事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	事業収入	
庁用光熱水費	164,328	172,214	△7,886				164,328	
トータルコスト	164,328千円 (前年度 172,214千円) [非常勤職員:0.4人]							
主な業務内容	光熱水費の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県庁舎及び各総合事務所等の電気、ガス、上下水道料金並びに冷暖房用燃料費の支払いに要する経費								
電話料金	44,242	44,085	157				44,242	
トータルコスト	44,242千円 (前年度 44,085千円) [非常勤職員0.3人]							
主な業務内容	電話料金の支払い、各課への割当、入居団体への請求							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
県庁舎及び各総合事務所等の電話料金の支払いに要する経費								

平成25年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

3 項 集中管理事業費

政策法務課 (内線: 7028)

1 目 集中管理事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	繰入金	その他 (贈収)	事業収入																	
印刷発送費	108,436	104,730	3,706			31	108,405																	
トータルコスト	116,380千円 (前年度 112,776千円) [正職員: 1.0人、非常勤職員: 3.0人]																							
主な業務内容	文書の印刷及び発送																							
工程表の政策目標 (指標)	—																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の概要</p> <p>本庁で扱う文書の印刷及び発送の集中管理事業に要する経費</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 文書の印刷 (39,008千円 前年度38,412千円)</p> <p>一般職員でも操作可能な印刷機を使用して、印刷業務の効率化、経費の節減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリント料金 33,222千円 (前年度32,560千円) ・印刷用紙代 4,753千円 (前年度4,818千円) ・印刷事務用品等 1,033千円 (前年度1,034千円) <p>〈参考: プリント料金の決算の状況〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額</td> <td>30,844千円</td> <td>29,902千円</td> <td>27,589千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 文書の発送 (69,428千円 前年度66,318千円)</p> <p>各所属が発送する文書を政策法務課で集合発送することにより、経費の節減を図る。 平成25年度から発送作業を民間委託する。(それに伴い非常勤職員△2人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料金 56,373千円 (前年度 53,395千円) ・発送事務用品等 648千円 (前年度 683千円) ・非常勤職員人件費 (3人) 7,509千円 (前年度(5人)12,240千円) ・業務委託料 4,898千円 (前年度 0千円) <p>〈参考: 郵便料金の決算の状況〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額</td> <td>52,883千円</td> <td>50,581千円</td> <td>51,142千円</td> </tr> </tbody> </table>										平成21年度	平成22年度	平成23年度	決算額	30,844千円	29,902千円	27,589千円		平成21年度	平成22年度	平成23年度	決算額	52,883千円	50,581千円	51,142千円
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																					
決算額	30,844千円	29,902千円	27,589千円																					
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																					
決算額	52,883千円	50,581千円	51,142千円																					

平成25年度用品調達等集中管理事業特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

節	款項目	用品調達等 集中管理事業 特別会計 用集特合	1款 事業費				総務部合計
					うち総務部		
					3項 集中管理事業費	1目 集中管理事業費	
1	報酬	2,555,248	2,555,248	6,508	6,508	6,508	6,508
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費	460,486	460,486	1,001	1,001	1,001	1,001
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	賃金	341,100	341,100				
8	報償費						
9	旅費	3,416	3,416	243	243	243	243
	費用弁償						
	普通旅費	3,416	3,416	243	243	243	243
	特別旅費						
10	交際費						
11	需用費	934,297	934,297	170,099	170,099	170,099	170,099
12	役務費	342,881	342,881	100,615	100,615	100,615	100,615
13	委託料	5,318	5,318	5,318	5,318	5,318	5,318
14	使用料及び賃借料	492,850	492,850	33,222	33,222	33,222	33,222
15	工事請負費						
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費						
19	負担金、補助及び交付金	517	517				
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金	1,000	1,000				
23	償還金、利子及び割引料						
24	投資及び出資金						
25	積立金						
26	寄付金						
27	公課費	408	408				
28	繰出金	404,036					
	予備費						
	計	5,541,557	5,137,521	317,006	317,006	317,006	317,006
財源内訳	国庫支出金						
	繰入金						
	その他	404,067	31	31	31	31	31
	事業収入	5,137,490	5,137,490	316,975	316,975	316,975	316,975

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 事業費		
3項 集中管理事業費		
1目 集中管理事業費		
報 酬	非常勤職員	3人

議案第3号

平成25年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
財政課	77,970,518	71,631,447	6,339,071		16,778,000		〈基金繰入金〉 1,420,000 〈一般会計繰入金〉 59,772,518	
合計	77,970,518	71,631,447	6,339,071		16,778,000	0	61,192,518	

平成25年度鳥取県公債管理特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区	金額	
1 繰入金			千円	千円	千円		千円	
		61,192,518	61,936,447	△ 743,929				
	1 一般会計繰入金		59,772,518	58,055,447	1,717,071			
		1 一般会計繰入金	59,772,518	58,055,447	1,717,071		59,772,518	
	2 減債基金繰入金		1,420,000	3,881,000	△ 2,461,000			
		1 減債基金繰入金	1,420,000	3,881,000	△ 2,461,000		1,420,000	
2 県債	1 県債		16,778,000	9,695,000	7,083,000			
		16,778,000	9,695,000	7,083,000				
		16,778,000	9,695,000	7,083,000				
		1 借換債	77,970,518	71,631,447	6,339,071		16,778,000	元金充当
	歳入合計		77,970,518	71,631,447	6,339,071			

歳出

款	項	目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			説明
						国庫支出金	繰入金	事業収入	
1 公債費	1 公債費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		77,970,518	71,631,447	6,339,071	16,778,000	61,192,518			
		77,970,518	71,631,447	6,339,071	16,778,000	61,192,518			
		1 元金	67,617,039	60,875,876	6,741,163			23償還金利息及び割引料	67,617,039
		2 利子	10,322,984	10,732,182	△ 409,198		10,322,984	23償還金利息及び割引料	10,322,984
		3 公債諸費	30,495	23,389	7,106		30,495	11需用費 12役務費 13委託料 14使用料及び賃借料	115 29,917 95 368
	歳出合計		77,970,518	71,631,447	6,339,071		16,778,000		

平成25年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

1 目 元金

財 政 課 (内線: 7048)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	67,617,039	60,875,876	6,741,163		16,778,000		<基金繰入金> 1,420,000 <一般会計繰入金> 49,419,039	

トータルコスト 67,620,217千円 (前年度 60,879,094千円) [正職員: 0.4人]

主な業務内容 一般会計で借り入れた地方債の元金の償還に係る事務処理、満期一括償還方式で借り入れた地方債の単年度償還相当額の積立に係る事務処理

- 工程表の政策目標 (指標)
- ・平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保
 - ・平成26年度末の実質的な借入金残高を、平成22年度末 (3,677億円) 以下
 - ・当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字 (臨財債を除く) を堅持

事業内容の説明

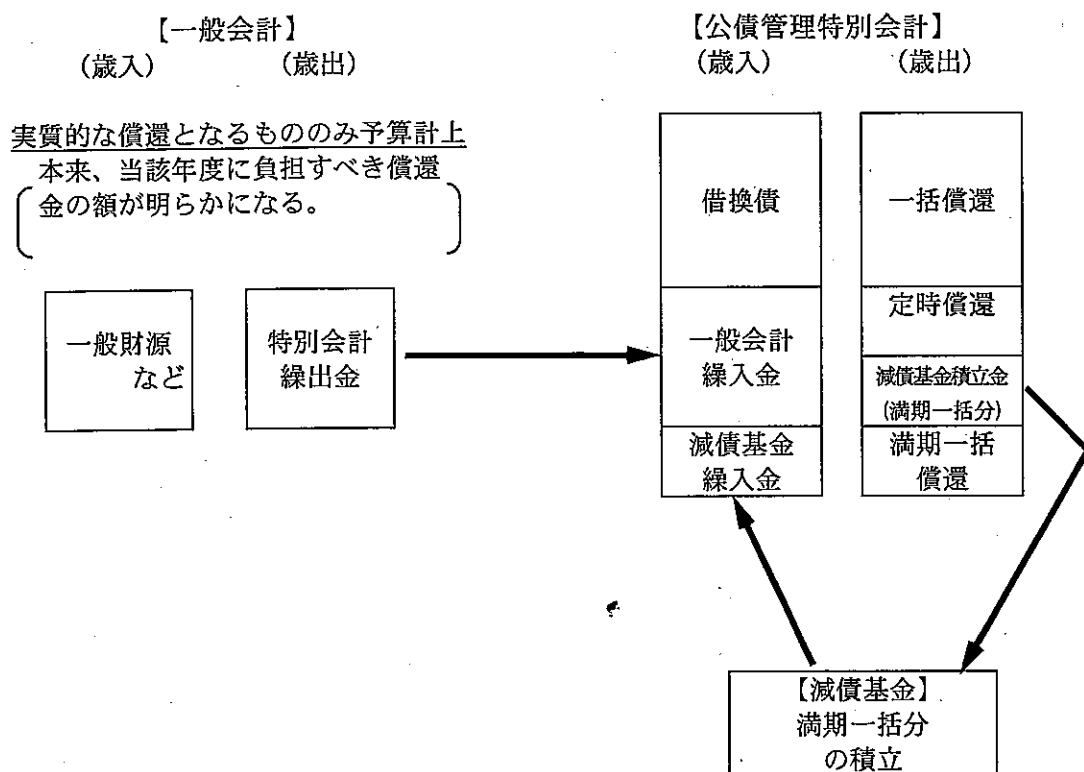
過去に借り入れた一般会計に係る地方債のうち、平成25年度に返済する元金の支払い及び満期一括償還方式で借り入れた起債元金の単年度償還相当額を減債基金に積み立てるために要する経費

- ・公債元金 67,617,039千円

※公債元金には借換債による借換分を含む。

(借換債は、もともと10年目に借り換えることを前提に借入れた20年償還の地方債について、一旦残額の全額を償還した後に、改めて実勢レートで借り直すもの。)

<公債管理特別会計の仕組み>



平成25年度鳥取県公債管理特別会計当初予算説明資料

1 款 公債費

1 項 公債費

2 目 利子

財 政 課 (内線 : 7 0 4 8)

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利子	10,322,984	10,732,182	△409,198				<一般会計繰入金> 10,322,984	
トータルコスト	10,326,162千円 (前年度 10,735,400千円) [正職員 : 0.4人]							
主な業務内容	一般会計で借り入れた地方債の利子の支払いに係る事務処理							
工程表の政策目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成26年度末の実質的な借入金残高を、平成22年度末 (3,677億円) 以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字 (臨財債を除く) を堅持 							
事業内容の説明	<p>過去に借り入れた一般会計分の地方債のうち、平成25年度に返済する利子の支払いのための経費である。</p>							

財 政 課 (内線 : 7 0 4 8)

(単位 : 千円)

3 目 公債諸費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
公債諸費	30,495	23,389	7,106				<一般会計繰入金> 30,495	
トータルコスト	32,084千円 (前年度 24,998千円) [正職員 : 0.2人]							
主な業務内容	県債の借入及び県債管理システムの保守に係る事務							
工程表の政策目標 (指標)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度末の基金残高を、300億円以上確保 平成26年度末の実質的な借入金残高を、平成22年度末 (3,677億円) 以下 当初予算編成時でのプライマリーバランスの黒字 (臨財債を除く) を堅持 							
事業内容の説明	<p>県債の管理に要する経費である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募県民債記念証発行に係る経費 2,983千円 県債発行に要する手数料 27,417千円 県債管理システム保守委託 95千円 							

平成25年度 鳥取県公債管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

（単位：千円）

節	款項目	1款 公債費					総務部計	
		公債管理 特別会計 合計	1項 公債費			3目 公債諸費		
			1目 元 金	2目 利 子	3目 公債諸費			
1	報 酬							
2	給 料							
3	職員手当等							
4	共 済 費							
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	賞 金							
8	報 償 費							
9	旅 費							
	費用弁償							
	普通旅費							
	特別旅費							
10	交 際 費							
11	需 用 費	115	115	115		115	115	
12	役 務 費	29,917	29,917	29,917		29,917	29,917	
13	委 託 料	95	95	95		95	95	
14	使用料及び賃借料	368	368	368		368	368	
15	工事請負費							
16	原 材 料 費							
17	公有財産購入費							
18	備品購入費							
19	負担金、補助及び交付金							
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料	77,940,023	77,940,023	77,940,023	67,617,039	10,322,984	77,940,023	
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 付 金							
27	公 課 費							
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	77,970,518	77,970,518	77,970,518	67,617,039	10,322,984	30,495	77,970,518
財	国庫支出金							
源	地方債	16,778,000	16,778,000	16,778,000	16,778,000			16,778,000
内	そ の 他							
訳	繰 入 金	61,192,518	61,192,518	61,192,518	50,839,039	10,322,984	30,495	61,192,518

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
1款 公債費	
1項 公債費	
1目 元 金	
償還金、利子 及び割引料	公債元金償還金 67,617,039
2目 利 子	
償還金、利子 及び割引料	公債利子償還金 10,322,984

(議案第4号)

平成25年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
(鳥取県給与集中管理特別会計)								
人事企画課	24,407,075	25,447,425	△ 1,040,350			24,407,075		
合計	24,407,075	25,447,425	△ 1,040,350			24,407,075		

平成25年度鳥取県給与集中管理特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	節		説明
						区分	金額	
1 給与等 振替 収入	1 給与等 振替 収入		24,407,075	25,447,425	△1,040,350		千円	
			24,407,075	25,447,425	△1,040,350			
		1 給与等振替収入	24,407,075	25,447,425	△1,040,350	1 給与等振替収入	24,407,075	
歳入合計			24,407,075	25,447,425	△1,040,350			

歳出

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較	本年度の財源内訳 給与等振替収入	節		説明
							区分	金額	
1 給与費	1 給与費		24,407,075	25,447,425	△1,040,350	千円		千円	
			24,407,075	25,447,425	△1,040,350	24,407,075			
		1 給与費	24,407,075	25,447,425	△1,040,350	24,407,075	報酬 給料当 共済費	342,999 11,129,319 8,824,036 4,110,721	
歳出合計			24,407,075	25,447,425	△1,040,350	24,407,075			

平成25年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算説明資料

1 款 給与費

1 項 給与費

人事企画課：内線（7419）

1 目 給与費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
給与費	24,407,075	25,447,425	△1,040,350			<給与等振替 収入> 24,407,075		

トータルコスト 24,407,075千円（前年度 25,447,425千円） [正職員：0.0人]

主な業務内容 特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）に係る給与費の支払い

工程表の政策目標指標

—

事業内容の説明

特別職及び一般職の職員（警察、教育委員会を除く）の給与費について、特別会計による一括支払いを行うことにより、各部予算担当者の予算執行管理事務の効率化を図る。

【内訳】

（単位：千円）

区 分	予 算 額
報 酬	342,999
給 料	11,129,319
手 当	8,824,036
共済費	4,110,721
合 計	24,407,075

【前年から減額となっている主な要因】

- ・定数削減による減 △1.7億円
- ・給与改定による減 △3.7億円
- ・退職手当の減 △4.0億円

（退職人数の減によるもの △3億円）
（制度見直しに係るもの △1億円）

平成25年度鳥取県給与集中管理特別会計当初予算歳入歳出事項別明細書（総務部）

(単位:千円)

款項目 節	給与集中管理 特別会計合計	1款 給与費			総務部 合計
			1項 給与費	1目 給与費	
1 報酬	342,999	342,999	342,999	342,999	342,999
2 給料	11,129,319	11,129,319	11,129,319	11,129,319	11,129,319
3 職員手当等	8,824,036	8,824,036	8,824,036	8,824,036	8,824,036
4 共済費	4,110,721	4,110,721	4,110,721	4,110,721	4,110,721
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賃金					
8 報償費					
9 旅費					
費用弁償					
普通旅費					
特別旅費					
10 交際費					
11 需用費					
12 役務費					
13 委託料					
14 使用料及び賃借料					
15 工事請負費					
16 原材料費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
負担金、補助及び					
19 交付金					
20 扶助費					
21 貸付金					
補償、補填及び賠					
22 償金					
償還金、利子及び					
23 割引料					
24 投資及び出資金					
25 積立金					
26 寄付金					
27 公課費					
28 繰入金					
予備費					
計	24,407,075	24,407,075	24,407,075	24,407,075	24,407,075
財国庫支出金					
源起債					
内その他	24,407,075	24,407,075	24,407,075	24,407,075	24,407,075
訳繰入金					

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の設定について (職員の給与に関する条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定及び鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の設定に伴い、職員の給与に関する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>県内で新型インフルエンザ等が発生した際、他の地方公共団体等から派遣される職員に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日 (法公布日(平成24年5月11日)から1年以内で政令で定める日)</p> <p>【参照条文】</p> <p>○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) (職員の身分取扱い)</p> <p>第44条 災害対策基本法第32条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。</p> <p>○災害対策基本法(昭和36年法律第223号) (派遣職員の身分取扱い)</p> <p>第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>○災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号) (派遣職員の身分等)</p> <p>第17条 法第31条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣される職員(以下この条及び次条において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとする。</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第19条 法第32条第1項の災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。</p>

鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 危機管理対策本部の設置等（第3条－第5条）

第3章 対策本部の運営等（第7条－第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、災害その他の危機に対し迅速かつ的確に対応するために設置する対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「対策本部」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する県災害対策本部
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第27条第1項に規定する県国民保護対策本部及び国民保護法第183条において準用する国民保護法第27条第1項に規定する県緊急対処事態対策本部
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項に規定する県対策本部
- (4) 次条第1項に規定する危機管理対策本部

2 この条例において「現地対策本部」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 災害対策基本法第23条第5項に規定する県現地対策本部
- (2) 国民保護法第28条第8項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に規定する県現地対策本部
- (3) 第4条第5項に規定する危機管理現地対策本部

第2章 危機管理対策本部の設置等

（危機管理対策本部の設置及び所掌事務）

第3条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、前条第1項第1号から第3号までに掲げる機関を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

2 危機管理対策本部は、県、市町村その他の関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（危機管理対策本部の組織）

第4条 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。

2 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副知事
- (2) 県教育委員会の教育長
- (3) 警察本部長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者

3 危機管理対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、知事が指名する。

4 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村、他の都道府県及び国の機関の職員に対し、危機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。

5 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、危機管理現地対策本部を置くことができる。

（必要な措置の要求）

第5条 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第3章 対策本部の運営等

(職務)

第6条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し、対策本部の本部員（以下「本部員」という。）及び本部長が任命する職員（以下「本部職員」という。）を指揮監督する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員及び本部職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第7条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部の組織)

第8条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号及び附則第3項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

(鳥取県災害対策本部条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県災害対策本部条例（昭和37年鳥取県条例第39号）

(2) 鳥取県国民保護対策本部等に関する条例（平成16年鳥取県条例第40号）

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員</p>

<p>当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とする。</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項、<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とする。</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）</u>）において準用する場合を含む。）に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。</p> <p>2・3 略</p>
--	---

（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正）

- 4 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「一第31条」を「一第30条」に改める。
- 第31条を削る。

条 例 名 等	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について																																										
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大のため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税（県独自の制度）の適用期間を5年間延長する。</p> <p>(2) 中心市街地の活性化に関する法律に基づく不動産取得税の不均一課税について、交付税措置（減収補てん措置）の対象期間が終了したことに伴う所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税 適用期限を平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までとする。</p> <p><制度の概要> 鳥取県企業立地等助成条例に規定する企業立地事業補助金の交付決定を受けた者に対しては、当該事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率 100分の4）とする。</p> <p>【企業立地事業補助金の要件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>投資額要件</th> <th>増加労働者数要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業（その他知事が必要と認めた事業）</td> <td>1億円超（県内中小製造業は3,000万円超）</td> <td>常時雇用労働者10人以上（県内中小製造業は3人以上）</td> </tr> <tr> <td>自然科学研究所・技術者研修所</td> <td>3,000万円超</td> <td>技術者5人以上</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企业</td> <td>3,000万円超</td> <td>技術者5人以上</td> </tr> <tr> <td>情報処理・提供サービス業</td> <td>3,000万円超</td> <td>20人以上（短時間労働者含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用実績】 (単位：法人、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>過去5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td>29,933</td> <td>68,745</td> <td>15,191</td> <td>5,507</td> <td>9,436</td> <td>128,812</td> </tr> </tbody> </table> <p>※24年度以降も現時点で約20法人の適用が見込まれている。</p> <p>(2) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税 中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する規定を削る。</p> <p><制度の概要> 「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法律」という。）に基づく認定基本計画^{*1}の公表日から3年以内に、法律で定める要件を満たす施設^{*2}を設置した者に対しては、当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、100分の0.4（通常税率 100分の4）とする。</p> <p>※1 中心市街地の活性化に関する基本的な計画として市町村が作成し、内閣総理大臣の認定を受けたもの。</p> <p>※2 対象施設の要件</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>用 途</td> <td>顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設 (例) 駐車場・駐輪場、多目的ホール、展示施設、会議室、休憩所、公園 等</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>3,000万円超（ただし、特定商業施設等整備事業に係るものについては、3億円超）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・会員その他の特定の者が利用する施設でないこと。 ・その利用について対価を負担させる施設でないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用実績】 平成20年度～22年度で実績のあった都道府県は青森県（1件）のみ。鳥取県は実績なし。</p> <p>【期間内に公表された認定基本計画】 県内では、鳥取市（平成19年11月認定）と米子市（平成20年11月認定）が認定基本計画を公表しているが、いずれも不均一課税の対象となる期間（公表日から3年以内）を経過している。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備 総合事務所体制の見直しにより、届出書、申請書等の提出先を県税事務所長（現行総合事務所長）に改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、平成25年4月1日とする2の(3)の一部を除き、公布日とする。</p>	業 種	投資額要件	増加労働者数要件	製造業（その他知事が必要と認めた事業）	1億円超（県内中小製造業は3,000万円超）	常時雇用労働者10人以上（県内中小製造業は3人以上）	自然科学研究所・技術者研修所	3,000万円超	技術者5人以上	ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企业	3,000万円超	技術者5人以上	情報処理・提供サービス業	3,000万円超	20人以上（短時間労働者含む）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	過去5年	適用法人数	8	11	7	2	3	31	軽減額	29,933	68,745	15,191	5,507	9,436	128,812	用 途	顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設 (例) 駐車場・駐輪場、多目的ホール、展示施設、会議室、休憩所、公園 等	取得価額	3,000万円超（ただし、特定商業施設等整備事業に係るものについては、3億円超）	その他	・会員その他の特定の者が利用する施設でないこと。 ・その利用について対価を負担させる施設でないこと。
業 種	投資額要件	増加労働者数要件																																									
製造業（その他知事が必要と認めた事業）	1億円超（県内中小製造業は3,000万円超）	常時雇用労働者10人以上（県内中小製造業は3人以上）																																									
自然科学研究所・技術者研修所	3,000万円超	技術者5人以上																																									
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企业	3,000万円超	技術者5人以上																																									
情報処理・提供サービス業	3,000万円超	20人以上（短時間労働者含む）																																									
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	過去5年																																					
適用法人数	8	11	7	2	3	31																																					
軽減額	29,933	68,745	15,191	5,507	9,436	128,812																																					
用 途	顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設 (例) 駐車場・駐輪場、多目的ホール、展示施設、会議室、休憩所、公園 等																																										
取得価額	3,000万円超（ただし、特定商業施設等整備事業に係るものについては、3億円超）																																										
その他	・会員その他の特定の者が利用する施設でないこと。 ・その利用について対価を負担させる施設でないこと。																																										

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）</u>、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</u></p> <p>第4条 <u>中心市街地法第9条第11項に規定する認定基本計画の公表の日（その日が中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</u></p>

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第4条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第 号)第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得(前2条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第5条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2～4 略

(不均一課税の適用の申請)

第6条 第4条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第6条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあつては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

2～4 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

(法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第7条 正当な理由がなく、第5条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第5条第4項若しくは前条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条の不均一課税の規定は、適用しないも

ない。

(1) 第4条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限

(2) 第5条の規定による不均一課税 個人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法人にあっては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 第4条の規定による不均一課税の場合にあっては、同条に規定する家屋の取得価額

(4) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第8条 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適

のとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第8条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条又は第4条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条若しくは第4条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第10条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第5条又は第6条の規定により届出又は申請をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

第11条 この条例の規定により知事に提出すべき届出書、申請書その他の書類は、課税地を所管する県税事務所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 (1) 公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事するときに支給する教員特殊業務手当について、支給の対象とする業務の見直しを行う。 (2) 組織の見直しによる生活環境事務所の設置に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 教員特殊業務手当の対象から特別支援学校又は特別支援学級における児童又は生徒に対する直接指導の業務を除外する。 (2) 種雄牛馬等取扱手当、狂犬病予防等業務手当及び環境衛生検査等業務手当の支給対象に、生活環境事務所に勤務する職員を加える。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</u></p>	<p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、<u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、<u>総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</u></p>	<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げ</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げ</p>

る業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(3) 略

(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日(休日等に当たる日を除く。)に行うもの

(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日(休日等に当たる日を除く。)に行うもの

(6) 次に掲げる業務のうち勤務時間が割り振られている日(休日等に当たる日を除く。)の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるもの

ア～ウ 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略

3 略

る業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(3) 略

(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの

(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの

(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの

ア～ウ 略

(7) 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導

(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(4) 略

(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき5,500円

3 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

条例名等	職員の退職手当に関する条例等の一部改正について																												
堤	<p>1 提出理由 国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げる。</p>																												
出	<p>2 概要 (1) 退職手当の基本額に係る調整率を100分の104から100分の87に引き下げる。 (2) (1)の引き下げについて、平成27年3月31日までの間経過措置を講じる。</p>																												
理	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用期間</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">現行</td> <td>100分の104</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経過措置</td> <td>平成25年4月1日 ～平成26年3月31日</td> <td>100分の98</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日 ～平成27年3月31日</td> <td>100分の92</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成27年4月1日以降</td> <td>100分の87</td> </tr> </tbody> </table>		適用期間		調整率	現行		100分の104	経過措置	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	100分の98	平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	100分の92	平成27年4月1日以降		100分の87													
適用期間		調整率																											
現行		100分の104																											
経過措置	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	100分の98																											
	平成26年4月1日 ～平成27年3月31日	100分の92																											
平成27年4月1日以降		100分の87																											
由	<p>(3) 平成20年度に給料月額の特例を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止する。 (4) (3)の廃止について、平成27年3月31日までの間その影響額を1/2とする経過措置を講じる。</p>																												
及	<p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>																												
び	<p>【参考】 ○ 退職手当の計算式</p>																												
概	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">退職時の 給料月額</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支給率 (在職年数等 により決定)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">調整率 (104/100 →87/100)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">調整額 (役職等により決定)</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">退職手当額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">└──────────────────┘</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">基本額</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table>		退職時の 給料月額	×	支給率 (在職年数等 により決定)	×	調整率 (104/100 →87/100)	+	調整額 (役職等により決定)	=	退職手当額	└──────────────────┘									基本額								
退職時の 給料月額	×	支給率 (在職年数等 により決定)	×	調整率 (104/100 →87/100)	+	調整額 (役職等により決定)	=	退職手当額																					
└──────────────────┘																													
基本額																													
要	<p>○ 国の経過措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用期間</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">改正前</td> <td>100分の104</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経過措置</td> <td>平成25年1月～9月</td> <td>100分の98</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月～平成26年6月</td> <td>100分の92</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成26年7月以降</td> <td>100分の87</td> </tr> </tbody> </table>		適用期間		調整率	改正前		100分の104	経過措置	平成25年1月～9月	100分の98	平成25年10月～平成26年6月	100分の92	平成26年7月以降		100分の87													
適用期間		調整率																											
改正前		100分の104																											
経過措置	平成25年1月～9月	100分の98																											
	平成25年10月～平成26年6月	100分の92																											
平成26年7月以降		100分の87																											

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～28 略	1～28 略
29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(条例第36号附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、 <u>第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</u>	29 当分の間、 <u>20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者(条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第17条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))</u> を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の104</u> を乗じて得た額とする。
30 当分の間、 <u>36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。)</u> で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、 <u>同条又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u>	30 当分の間、 <u>36年の期間勤続して退職した者(条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。)</u> で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、 <u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>
31～37 略	31～37 略
	38 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第81号)による給料月額の設定により当該改定前に受けていた給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、 <u>第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、第5条の2若しくは第5条の3又は第7条の2若しくは第7条の3の規定の例により計算した額とする。</u>
	39 <u>前項の規定の適用については、第5条の2又は第5条の3の適用を受ける職員との権衡を考慮して、知事が別に定める。</u>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

附 則

(施行期日等)

1・2 略

(経過措置)

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、同条又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超えるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～37 略

附 則

(施行期日等)

1・2 略

(経過措置)

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条の表2の項、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第5条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

6～37 略

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(臨時的任用職員に関する経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>(失業者の退職手当に関する経過措置)</p> <p>4～11 略</p> <p>(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)</p> <p>12 当分の間、<u>42年</u>を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>13 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(臨時的任用職員に関する経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>(失業者の退職手当に関する経過措置)</p> <p>4～11 略</p> <p>(長期勤続者の退職手当に関する経過措置)</p> <p>12 当分の間、<u>44年</u>を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として新条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>13 略</p>

(職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、<u>附則第9項</u>の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで並びに附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び次項</p>

<p>則第4項において「条例第36号」という。) 附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。) 附則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで(附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～8 略 (職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>9・10 略 (鳥取県の休日を定める条例の一部改正)</p> <p>11 略</p>	<p>において「条例第36号」という。) 附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで、附則第6項、附則第7項並びに附則第9項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～8 略 (職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>9・10 略 (鳥取県の休日を定める条例の一部改正)</p> <p>11 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。) 附則第29項(新退職手当条例附則第31項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第30項の規定の適用については、新退職手当条例附則第29項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分

の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第81号）による給料月額の変更に伴い給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額とみなして同項の規定を適用して計算した退職手当の基本額が当該減額について同項の規定を適用しないで計算した退職手当の基本額（以下「本来基本額」という。）よりも多いときは、平成27年3月31日までの間、その差額に2分の1を乗じて得た額を本来基本額に加えた額とする。この場合において、当該減額について第5条の2第1項の規定を適用した退職手当の基本額の計算について必要な事項は、知事が別に定める。

条例名等	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された公益的法人等への職員の派遣を行わないこととすることに伴い、当該公益的法人等を職員を派遣することができる公益的法人等から削除する等の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 職員を派遣することができる公益的法人等から公益財団法人鳥取県体育協会を削除する。</p> <p>(2) 財団法人鳥取県畜産振興協会が公益財団法人に移行することから、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日((2)については公布日)</p>

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>公益財団法人鳥取県畜産振興協会</u></p> <p>ケ～サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>財団法人鳥取県畜産振興協会（昭和41年5月16日に財団法人鳥取県畜産振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>ケ～サ 略</p> <p>シ <u>公益財団法人鳥取県体育協会</u></p> <p>ス 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号クの改正規定は、公布の日から施行する。

条例名等

鳥取県行政組織条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

- (1) 県政推進上の重要施策の総合調整機能の強化等のため、企画部から未来づくり推進局に主要施策の調査研究に係る事務を移管し、企画部を地域振興部に改組する。
- (2) 業務の実情等に対応してより機能的な組織となるよう、行政監察監を廃止し、総務部と統合する。
- (3) その他所要の見直しを行う。

2 概要

- (1) 主要施策の調査研究に関する事項を、未来づくり推進局(現行 企画部)の所掌事務とする。
- (2) 企画部を地域振興部に改める。
- (3) 行政監察監を廃止し、行政監察監が所掌していた事務を総務部に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

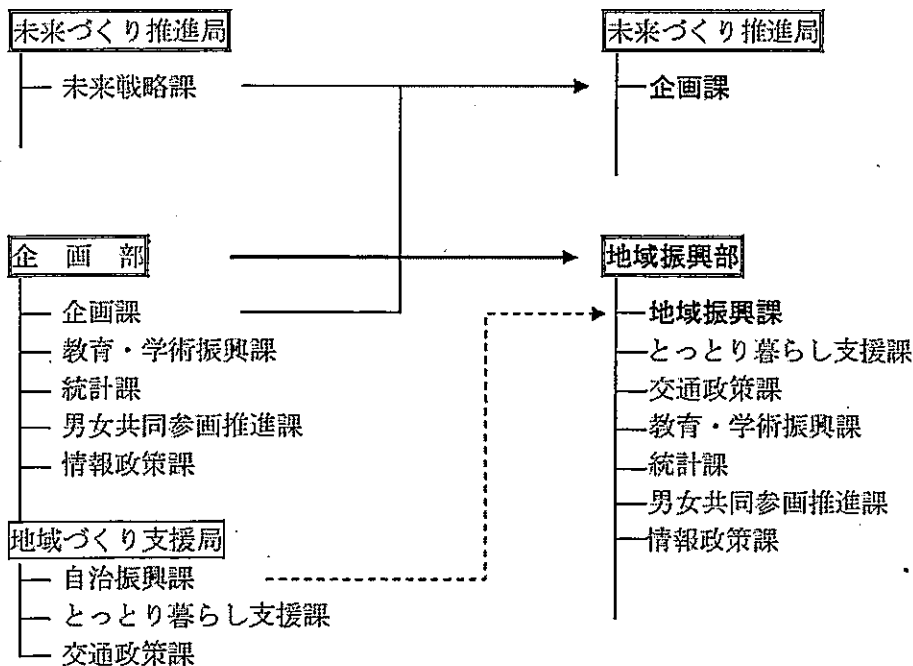
平成25年4月1日

4 参考

<政策企画機能の強化と地域振興対策の充実>

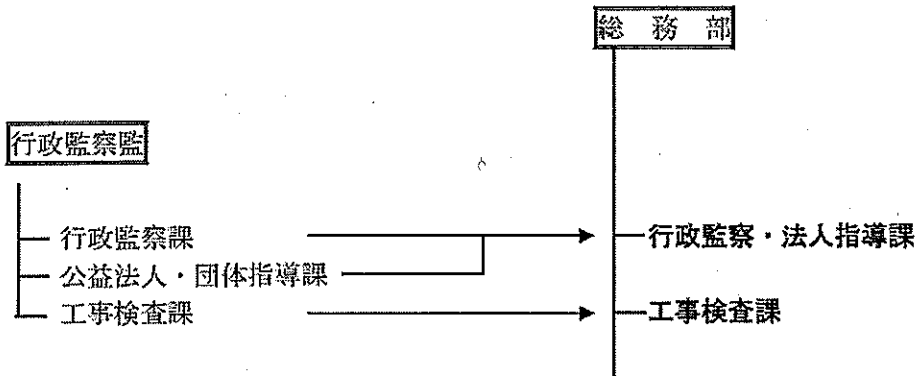
○政策企画機能を集約、強化。
⇒ 統轄監の下で政策企画機能を強化するため、「企画課」を企画部から未来づくり推進局に移管。

○中山間地域振興をはじめとした地域振興対策に取り組む体制を整備。
⇒ 企画部を地域振興機能を中心とした「地域振興部」に改組。



<機能的な組織の構築>

○機能や業務の実情を踏まえて、組織を集約。
⇒ 行政監察監を廃止し、機能は総務部へ統合。



鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p>未来づくり推進局 危機管理局 総務部 <u>地域振興部</u> 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局等</u>を置く。</p> <p>未来づくり推進局 危機管理局 総務部 <u>企画部</u> 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 <u>行政監察監</u></p>
<p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び<u>調査研究に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政推進上の重要政策の統轄及び<u>総合調整に関する事項</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p><u>(10) 公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p><u>(11) 農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p><u>(12) 建設事業の評価に関する事項</u></p> <p><u>(13) その他他の部局の所掌に属しない事項</u></p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) その他他の部局等の所掌に属しない事項</u></p>
<p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第6条 <u>地域振興部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p>	<p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第6条 <u>企画部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 主要施策に係る課題の調査検討に関する事項</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>

<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
<p>第13条 <u>削除</u></p>	<p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第13条 <u>行政監察監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局長(以下「部局長」という。)</u>を置く。</p>	<p>(1) <u>県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(3) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建設事業の評価に関する事項</u></p> <p>(統轄監及び部局等の長)</p>
<p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局長(以下「部局長」という。)</u>を置く。</p> <p>2 統轄監は、<u>前項の事務</u>を処理するとともに、<u>未来づくり推進局長</u>を指揮監督し、必要に応じて、<u>部局</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、<u>第1項の事務</u>を処理するとともに、<u>部局の所掌事務</u>をつかさどる。</p> <p>4 <u>部局長</u>は、<u>県行政全般にわたる総合的視野</u>に立ち、<u>統轄監</u>とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部局以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、<u>会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項</u>を分掌させるため、<u>会計管理者</u>を<u>部局の外</u>に置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>会計管理者</u>は、<u>前項の事務</u>を遂行するため、<u>県行政全般にわたる総合的視野</u>に立ち、<u>部局長</u>と相互に協力してその任に当たるものとする。</p>	<p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局長(以下「部局長」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>部局長(以下「部局長等」という。)</u>は、<u>部</u>にあつては<u>部長</u>、<u>局</u>にあつては<u>局長</u>、<u>行政監察監</u>にあつては<u>行政監察監</u>とする。</p> <p>3 統轄監は、<u>第1項の事務</u>を処理するとともに、<u>未来づくり推進局長</u>を指揮監督し、必要に応じて、<u>部局等</u>の総合調整を行う。</p> <p>4 <u>部局長等</u>は、<u>第1項の事務</u>を処理するとともに、<u>部局等の所掌事務</u>をつかさどる。</p> <p>5 <u>部局長等</u>は、<u>県行政全般にわたる総合的視野</u>に立ち、<u>統轄監</u>とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、<u>会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項</u>を分掌させるため、<u>会計管理者</u>を<u>部局等の外</u>に置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>会計管理者</u>は、<u>前項の事務</u>を遂行するため、<u>県行政全般にわたる総合的視野</u>に立ち、<u>部局長等</u>と相互に協力してその任に当たるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p> <p>2 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)</p> <p>2 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事 <u>(地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)</u> は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

- 3 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の公開)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 知事 <u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)</u> は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p>

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

- 4 鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第37条中「企画部」を「地域振興部」に改める。

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正)

- 5 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調査等)</p> <p>第4条 知事は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書を貼り付けることができる。</p>	<p>(調査等)</p> <p>第4条 知事 <u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5</u></p>

2～5 略

号) 第14条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、
放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2～5 略